

川内原子力発電所対策調査特別委員会記録

○開催日時

平成27年3月19日 午前9時59分～午後4時28分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（10人）

委員長	森永靖子	委員	佃昌樹
副委員長	森満晃	委員	今塩屋裕一
委員	川畑善照	委員	川添公貴
委員	杉蘭道朗	委員	福元光一
委員	井上勝博	委員	小田原勇次郎

○議長（地方自治法第105条による出席）

議長 上野一誠

○その他の議員

議員	福田俊一郎	議員	谷津由尚
議員	新原春二	議員	成川幸太郎
議員	持原秀行	議員	帯田裕達

○参考人

内閣府	政策統括官（原子力防災担当）付参事官（総括担当）	森下泰
	大臣官房原子力防災担当参事官	佐々木雅人

九州電力	副社長	山元春義
	執行役員 川内原子力総合事務所長	古城悟

○参考人補助者

内閣府	政策統括官（原子力防災担当）付原子力防災専門官	小野基海
	政策統括官（原子力防災担当）付参事官補佐	向野陽一郎

九州電力	川内原子力総合事務所 環境広報担当次長	米丸賢一
	発電本部 環境広報グループ 課長	湯田光浩

○説明のための出席者

危機管理監	新屋義文	課長代理	寺田和一
防災安全課長	角島栄	原子力安全対策室長	遠矢一星

○事務局職員

事務局長	田上正洋	主幹兼議事グループ長	瀬戸口健一
議事調査課長	道場益男	主幹	久米道秋
課長代理	南輝雄		

○審査事件

- 1 陳情第11号 川内原発再稼働の前に要援護者の避難計画を万全なものにすることについての陳情
 - ・ 内閣府の参考人招致について
避難計画に係る国の支援状況等について
 - 2 川内原子力発電所の安全対策に関する調査
 - ・ 九州電力の参考人招致について
 - ア 原子力規制委員会における工事計画認可の審査状況等について
 - イ 再稼働までのスケジュールについて
 - 3 陳情第11号 川内原発再稼働の前に要援護者の避難計画を万全なものにすることについての陳情
 - ・ 視察の取扱いについて
 - 4 陳情第2号 「川内原発1・2号機の再稼働に当たって九州電力に住民説明会を求める」陳情書
 - 5 陳情第3号 「川内原発1・2号機の再稼働に当たって九州電力に住民説明会を求める」陳情
 - 6 陳情第4号 川内原子力発電所再稼働に関する陳情書
-

△開 会

○委員長（森永靖子）ただいまから川内原子力発電所対策調査特別委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付しております審査日程により、審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）御異議ありませんので、お手元に配付しております審査日程により、審査を進めます。

ここで傍聴の取り扱いについて申し上げます。現在、6名から傍聴の申し出がありますので、これを許可します。

なお、会議の途中で追加の申し出がある場合にも、随時許可します。

△陳情第11号 川内原発再稼働の前に要援護者の避難計画を万全なものにすることについての陳情

○委員長（森永靖子）それでは、陳情第11号川内原発再稼働の前に要援護者の避難計画を万全なものにすることについての陳情を議題といたします。

それでは、避難計画に係る国の支援状況等について、内閣府の参考人招致を行います。本日の参考人については、お手元に配付の資料のとおりです。

なお、補助者につきましては、資料のとおり、2名の申し出がありましたので、ここでお諮りします。

申し出のとおり、補助者を認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）御異議ありませんので、そのように決定しました。

それでは、参考人及び補助者が入室されますので、ここでしばらく休憩いたします。

~~~~~

午前10時 休憩

~~~~~

午前10時2分開議

~~~~~

〔休憩中に参考人入室〕

○委員長（森永靖子）休憩前に引き続き会議を開きます。

参考人におかれましては、お忙しい中、当委員会に御出席いただきありがとうございます。

本日は避難計画に係る国の支援状況等について説明をお願いいたします。

なお、留意事項につきましては、あらかじめ御説明したとおりです。

それでは、説明の前に、森下参考人から、本日出席の参考人及び補助者の御紹介をお願いいたします。

○参考人（森下 泰）おはようございます。内閣府の原子力防災担当をやっております参事官の森下と申します。きょうは何とぞよろしくお願いいたします。

きょう、説明者といたしまして、私と、もう一人、半年前からこちらのほうにお世話になっておりますけれども、現地に内閣府として派遣しております私と同じ参事官をやっております佐々木と二人で説明させていただきたいと思いますので、何とぞよろしくお願いいたします。

あと、後ろのほうに、補助者ということで二人、向野と小野、2名補助者で来ております。きょうはこの4名で対応させていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（森永靖子）それでは、避難計画に係る国の支援状況等について、説明をお願いいたします。

○参考人（森下 泰）きょう、国の薩摩川内地域の避難計画に係る支援の状況といたしまして、資料をまとめてまいりました。正面のプロジェクターにも同じ資料を映しておりますけど、お手元のほうにも、事前に事務局のほうに資料を紙で配付をお願いしておりますけれども、お手元にございますでしょうか。それでは、説明させていただきます。

それでは、2ページのほうに、きょうはここに書いてあるような内容について御説明させていただきますけれども、早速内容に入らせていただきます。

2ページでございますけれども、ちょっと字が小さくて申しわけございませんけれども。昨年の10月でございますけれども、まず自治体に対する国としての計画づくりの支援を強化するために、内閣府のほうに望月原子力防災担当大臣、それから地元鹿児島御出身の小里副大臣、それから福山政務官という3人の政務をいただいて、下のほう

の四角になりますけれども、事務方、約50人の体制を、これも官邸の肝いりで自治体の支援のためにということで設置をさせていただきました。

私、下のほうに書いておりますけれども、今参事官、課長クラスが2名おりまして、森下、それから訓練、それから地域防災の担当の杉本と、以下約50人というスタッフでやっております。これがまず、ひとつ国としての体制を強化してきたということです。

次に3ページでございますけれども、内閣府といたしまして、自治体を支援するための、これは鹿児島県、薩摩川内地域だけではなくて、全国の立地を対象にやっておりますけれども、業務といたしましては、大きく三つございます。一つは、この薩摩川内地域が全国に先駆けてということになりましたけれども、地域防災計画、避難計画の作成の充実のための取り組みということでございます。

こちら以外にも、こちらを含めて13の地域、立地の地域でございますけれども、その地域ごとに自治体と一緒にワーキングチームというのを関係省庁も入れてつくっております、一緒に計画づくり、充実化に取り組んでいるという状況でございます。

それから、2番目が地元自治体への財政的な援助ということで、大きく二つの支援制度を持っております。一つは、緊急時安全対策交付金ということで、来年度の予算としては、122億円ほど国会に提出して審議をいただいているところでございますけれども。これは例えば鹿児島県も毎年総合防災訓練をやっておりますし、それからオフサイトセンター、この近くにございますけれども、その資機材の整備等々に、ハード、ソフトに使うために用意しているものでございます。

具体的には、鹿児島県から薩摩川内市などの要望も取り組んだ上で、県が国に申請をして、我々内閣府のほうで交付していくという、そういうスキームになっております。

それから、2番目の補助金が、これは3年間ほど補正でやってきておりますけれども、こちらもファミリーホスピタルとか、ああいうところで使っていただいておりますけれども、要援護者の方々の入られている施設を放射線から防護するというための施設整備のための補助金でございます。

これは、今年度の補正予算で、これはもう成立

いたしましたけれども、2月に。90億円認められておりまして、後で個別の、こちらの薩摩川内市のほうでどういうふうに使っていただいておりますかということで、資料で御説明しますけれども、全国で90億円ということが成立いたしました、先週、13日ですか、交付を決定したということでございます。

それから、3番目が訓練でございます。国、自治体、電気事業者が合同で毎年度実施しております、昨年は11月に北陸電力の志賀原発で事故があったということを想定いたしまして、総理も参加する形で訓練をしていると。これを毎年度実施しているということでございます。

以上が大きな三つの業務でございます。

次のページでございますけれども、先ほど13の地域で避難計画づくりの充実化を支援していると申し上げましたけれども、その枠組みを簡単に示したものでございます。

一番上に県、市、町が位置づけられておりますけれども、災害対策基本法で地域ごとに地域防災計画をつくるということになっておりますけれども。これをつくるに当たりまして、右側に書いておりますけれども、内閣府がワーキングチームを設置をして計画作成への支援、あるいはワーキングチームは鹿児島県、自治体、それから関係省庁も入っておりますので、できた内容についてを確認をしているということです。

でき上がったものについては、総理が議長を務められております原子力防災会議に報告して了承を得ていると。これで昨年9月でございますけれども、薩摩川内地域が、今のところ全国で唯一なんですけれども、この原子力防災会議で了承を得たという状況でございます。

今、それに続くので、ほかのエリアで、同じようにできるようにというので、進めているところでございます。

5ページ目はその参考資料になりますけれども、先ほど申し上げました原子力防災会議、ふだんから原子力防災に備えておくために政府として設置している組織ですけれども。議長は内閣総理大臣、その事務局の中で、事務局長が環境大臣兼原子力防災担当大臣が務められておりますけれども、事務局次長で、我々の組織の事務方の政策統括官が次長として事務局を切り盛りしているという状況でございます。

右側のページにつきましては、一昨年(2011年)の9月にそもそも自治体を支援せよということを方針決定をしたのが、この一昨年(2011年)の9月ということで、参考で載せております。

6ページは、全国の状況でございますけれども、内閣府として1年以上取り組んできた結果、今のところ地域の防災計画、避難計画をつくる義務を負っている自治体が福島を除けば、全国で122、30キロ圏にある自治体になりますけれども、ございまして、そのうち地域防災計画は121が策定済み、それから避難計画につきましては83が策定されたというところでございます。

ちょっと見ていただきますと、取り組みがされているのが復興で今頑張っている女川、これはまだ仮設住宅とかで土地の底上げとかやっておりますので、住民の方が戻られて避難計画がつけられるのには、もう少し時間がかかるだろうなど。

それから、東海地域、浜岡地域というのは、非常に人口が多ございまして、90万人から100万人近く、30キロ圏におられまして、なかなか避難先の受け入れ施設など確保するのに、そこに重点を置いて支援をしているというような状況でございます。

それ以外のところは、新潟県は追って県が順次広域避難計画の考え方とか出しておりますので、じき追いついてくると思いますけれども、それ以外のところにつきましては、ほぼ策定が済んでいるという状況でございます。

7ページが、万が一の事故が起きたときの体制ということで、事故が起きた場合には、原子力災害対策本部というのを政府として立てるという決まりにしておりますので、本部長は内閣総理大臣、それから副本部長に原子力防災担当大臣等閣僚からなると。

それから、その事務局を我々内閣府の私のところでやっておるという状況でございます。

8ページも、緊急時の対応でございますけれども、具体的にはどういうふうな事故時の対応をするかということでございまして、官邸のほうに原子力災害対策本部が立ちます。それから原子力規制庁、これは六本木にあるんですけれども。ここにERCと書いてありますけれども、エマージェンシーレスポンスセンターと、緊急時対応センターというのが整備されておまして、ここに規制庁の職員、それから内閣府、我々職員も集まっ

て、それで現地と連絡を、情報をとりながら対応するという拠点になります、東京の。

それで、現地のほうは、近くにオフサイトセンター、原子力規制事務所も入っておりますけれども。薩摩川内市、現地の対策本部がそこに立ちまして、現地には今であれば小里副大臣が現地の対策本部長ということで派遣されて、事故のオペレーションをするということになっております。

それから、規制庁のほうは、事業者の九電の本店とかにも職員を派遣するというふうな、こういう支援体制になっております。

次のページでございますけれども。現状そのような形をやっておりますけれども、今後さらに自治体を支援する取り組みを強化しようということで、今、議論、検討を進めております。それを資料にまとめてまいりました。

国と地方公共団体の連携の強化の対応の方向性ということですが、今現状は、地域別のワーキングチームを設置して、計画づくりを支援しておりますけれども、今後は1ポツでございまして、まずは計画づくりだけではなくて、今後は計画をつくった上で、今度は訓練を実施をして、それから訓練の結果から反省点を抽出し、さらに反省点を踏まえた改善をやると。まずこの防災のPDCAサイクルと呼んでますけれども、まずここまで支援の機能を国として広げていこうというふうなことを、今、政府として方向性は出ましたので、今その準備を進めております。

それから、2番目でございますけれども、原子力事業者。九電もこちらで緊急時の対応を取りまとめる中で、発電所の中だけでなく、発電所の外でも貢献をするという動きがようやく出てきたんですけれども。オフサイト防災における事業者の役割をもっと強化していこうということで、自治体の地域防災計画に具体的に事業者として何をやるのかというのを、今後国としても各地域ごとに議論の中で求めていこうというふうに考えております。

この地域は、九州電力は、やはり全国に一步先ん出て、要援護者の方々(要援護者)の車両。これは確保が非常に、議論の中で大変だったんですけれども、これは最後は九州電力が支援をするというのが出てきたので、うまくまとまったというのがございまして。こういうふうな取り組みを、国としては川内地域の取り組みをモデルにして、全国のほかの

地域で同じように、自治体困ると思いますので、やっていきたいと思っております。

そのような強化を行うということで、まず名称をばくっとしたワーキングチームという、ふわっとした中身で呼んでおったんですけれども、今後は地域原子力防災協議会という、名は体をあらわすものにまず名称を変更して、先ほどの防災のPDCAを、Pだけではなくて、そこまで国がちゃんと自治体と関係省庁と一緒に支援しますということを、防災基本計画という——これは国の防災分野の最上位の基本になる計画なんですけど、ここにきちんとそれを位置づけていきたいということで、今手続を進めております。これが1点目の国の支援の今後の方向性。

次に10ページでございますけれども、財政的な支援についても、工夫をしていきたいということで、来年度の予算で、今、国会で審議していただいておりますけれども、提出しているところでございます。

2ポツのところの現在の対応状況というところが、現状でございますけれども。我々としては、先ほどの病院とかの放射線防護の対策とか、そういうふうなものをできる限り市町村、現場の声を聞きながら、——県を通じてというのが大体多ございますけれども、これまでニーズを捉えて支援してきたところでございます。

それから、避難の関係にかかわるような防災資機材の整備についても、自治体のニーズを聞きながら交付金を、鹿児島県に交付するという形で支援をしてきたところでございます。

その中で、2点ほど。これは薩摩川内市役所も含めて御要望いただいていたので、応えようとしているんですけれども。一つは資機材が、鹿児島県の場合は、そんなに深刻ではないんですけれども、30キロの外が鹿児島県を超えるような、他の県になるような場合、その協力を得るのが、非常に難しいという話が幾つかの自治体から出ておまして。一つは防災資機材につきましては、これは避難をする側の自治体を買って、その外に避難先のほうの自治体に置けるというのは、これは運用上認めるということで、今年度もやっております。

それから、もう一つが、例えば受け入れてもらう自治体の方々が、訓練に参加するとかいうような場合は、今年度まではそれが財政的に支援が、

国としてできておりませんので、協力すればするほど手出しになってくると。受け入れ側が負担しなきゃいけなくなる。あるいはもっと防災の勉強をしたいんだけど、研修費用なんかも、今は自前で受け入れ側の自治体がやっておられるんですけど、そこを来年度予算が成立したら、避難を受け入れるための防災訓練とか研修とか調査とか、ここに普及啓発、会議開催とか出張と書いてありますけども。こういうソフト面での財政が、今対象となっていないものを、最後、3ポツの財政的支援の方向性に書いておりますけども、来年度の緊急時安全対策交付金でできるようにしようということで、今国会に出しているところでございます。

これによって、避難する側の自治体が協力を得られやすくなると。一緒に訓練をしたりとか、そういうときも、お金を面倒を見てあげることができますので、そういうふうなことを工夫をしようとしているところでございます。

それが二つ目の大きな国としての全体の地元の支援ということで、今取り組んでいるところでございます。

11ページでございますけれども、もう一つ、内閣府には原子力防災だけではなくて、地震とか津波とか一般災害のところの災害に対応する部署もあります、防災担当の。我々そこと非常に近くなるところに組織をつくっていただきましたので、今取り組んでいるのが、大規模複合災害の対応をもっと連携を密にして、強化できるようにしようということで議論をしております。

今後はまだ、引き続き議論を深めてまいりたいという状況ではありますけれども、三つの一元化をしようという方向性を、今政府として出しました。

一つは、情報収集の一元化ということです。被災地の現場は同じですから、原子力災害も起きていれば、地震、津波も起きています。現場は一つでございますので、対策本部としては二つ本部が、それぞれの役割はありません、立つんですけれども、その国の対策本部で同じ情報を同じように入手できて、迅速に判断できるような体制をしようということで、事務局で相互に職員を、事務局同士を交換して、情報の迅速な流通を図るとか、情報システムの一元化というのを取り組もうというふうにしております。

それから意思決定の一元化ということで、政府のほうでは、一般災害の会議と、原子力災害の先

ほど御説明した会議を合同でやるとかして、総合的に判断をできるようにしていこうという方向。

それから、特に現場で自衛隊とかが動いてもらう舞台は一つでございますので、そこの自衛隊の実働組織にいろいろ地元からの要請事項を一元的に伝えられるように、そういう調整部門を一元的にやっていこうということで、救助とか災害対応の迅速化を図るような取り組みをしようというふうなことを出しております。

それから、複合災害を想定した訓練を、これも順次やっていきたいということで、今計画しております。

12ページは、今申し上げたようなことを模式的に絵にしたものでございます。内容は同じなので、省略いたします。

13ページからが、薩摩川内市における国の支援の状況ということで、これからこのページ以降、資料をまとめてまいりました。

まず、この薩摩川内市のほうでの今の支援の状況でございますけれども、一つ目は、鹿児島県の原子力防災センター、オフサイトセンターの整備ということで、これはことし1月までに入りまして、放射線防護対策の工事、それから非発の増設工事も完了したというところでございます。

県が整備をされてますけれども、国として予算措置をして、ここまで来ているということでございます。

それから、万が一、鹿児島県の原子力防災センター、これが使えなくなった場合の代替オフサイトセンターの整備も進めておりまして、これは鹿児島県の消防学校に、ここよりもう少し離れたところですが、そこにも整備ということで、放射線防護対策工事と電源工事をもう少しで終わるところですが、今やっているところでございます。

それから、後のページでももう少し詳しく説明いたしますけれども、実際に事故が起きたときに、避難をすると健康リスクが高まる方、これは薩摩川内市のほうで、市役所のほうで、丁寧に何人、どういう方がいらっしゃるかということ把握されておりますので、その方々を実際に囲うといいますか、屋内退避していただくための施設なんですけれども、その整備。

それからそこに対する食料、生活物資の備蓄ということも財政的な支援をさせていただいている

というところなんです。

それから、緊急事態における輸送能力の確保も大事な課題なんですけれども、先ほどの繰り返しになりますけれども、九州電力が協力するといった状況のフォロー、これは内閣府としてもやっております。引き続きまだやっていただくことがございますので、きちんとフォローしていきたいと思っています。

それから、実際に市民の方が移動するとなった場合に、移動手段としてバスも市のほうで考えておられますけども。バスの運転手の方に御協力していただくために、これは鹿児島県のほうが去年の12月ですけれども、補正予算でその運転手の方のための放射線防護対策資機材の手当をということで、予算は内閣府のほうで、今年度の予算で、使ってやっていただいております。

それから、これは来年度にやろうということで、今企画を我々のほうで進めておりますけども、いざとなったときに協力していただくバスの運転手さんのような方々に、原子力防災の知識を勉強していただくための研修をやろうということです。

線量計の使い方であるとか、人体の放射線の影響とか、そういうのをあらかじめ知っておいただくことが大事だというのが、福島でございまして、そういうことに取り組もうとしております。

14ページでございます。これも鹿児島県と一緒にやっておりますので、もうじきしたら、薩摩川内市役所のほうにも御相談しようということで進めておりますけども。薩摩川内市内に位置しておられます病院とか老人ホームの施設向けに、県、薩摩川内市と我々がつくった、いざとなったときにどういうふうにすればいいのか、病院においてはというのを、ポスターといいますか、わかりやすく広報資料をつくって、それを各施設に配るように、県としたいなというふうにやっております。これは次回の県の防災訓練の前までに、ぜひできるようにというふうに、今やっております。

それから、国からの物資。これもいざとなったときに集積する拠点の候補地を選定するという作業も、県の作業にうちの現地のスタッフが協力しているという状況です。

これは既に原子力規制庁のほうで配置済みですけれども、オフサイトセンターのほうに放射線モ

ニタリング対策官、2名ほど配置が済んでおります。

それから、これもいざとなったときに避難をする際のスクリーニングとか除染をする候補地の選定ということで、これは原子力規制庁のほうで、今ガイドを作成してもらってますので、そういう状況でございます。これも引き続き、県と協力して進めていきたいと思っております。

それから、再度九州電力の話が出てまいりますけれども、先ほどの福祉車両だけでなく、今回の緊急事態をまとめる中で、ここに四つポツを書いておりますけれども、それ以外にも九電が協力するといって、コミットしていただいている事項がございます。

国も財政的支援をしておりますけれども、事業者も放射線防護対策施設の物資の備蓄に協力すると言っておりますし、緊急時のモニタリングのときに要員を出す。あるいは事業者としてモニタリングを実施するということになっておりますし、それからスクリーニングをする時にも要員、資機材を提供するとなっております。

それから、万が一の緊急時の対応したときに汚染されたものが出ますけれども、その処理は九州電力がするという計画になっておりますので、このような事故について、今後具体的に九電はそれなりに検討は時間がかかると思いますけれども、きちんと国として内閣府としてその状況をフォローしていきたいと思っております。

それから、鹿児島県の防災訓練に係る支援については、この後にもちょっと書いてありますので、飛ばさせていただきます。

15ページが先ほど病院とか社会福祉施設の放射線防護対策を支援している施設の地図でございます。右側に順次鹿児島県、薩摩川内市もこれまで3年間にわたって計画的に準備を進めてきておられまして。まず、黒い線で一重に囲まれているファミリーホスピタルとか旧寄田とか滄浪小というところをまず平成24年度に整備し、それから平成25年度は二重括弧で囲んでおります星原とか峰山のこういう地区コミのほうの対応。それから平成26年度補正予算、これ成立いたしましたので書いておりますけど、赤字のところでございますけれども。水引とか済生会病院であるとか市民病院。こういうところが、これから放射線防護の手当がなされていくところというふうに聞いて

おります。この分について、予算的な交付をするということは、国として決定いたしました。

最後でございますけれども、16ページですけれど。いろいろ計画で立てたことが、実際にうまくいくのか、あるいは先ほど改善点をまた見つけて計画をブラッシュアップしていくということで、鹿児島県の今後行われます原子力防災訓練に対して、国としても積極的にかかわっていこうというふうに方針を決定しております。

2番目のアローのところでございますけれども、ことし1月に望月大臣、それから小里副大臣が、伊藤知事に面談させていただいたときに、国としても今年の企画段階から、県の主催の訓練ではありますけれども、全面的に参加協力するということをお願いしております。今後また時期ははっきり決まっておりますけれども。訓練の実施に向けまして、――私が特命チームのチーム長をやっておるんですけれども、私と何人かのスタッフで、鹿児島県の防災訓練の特命チームというのを立てまして、2月に、今やっておるところでございます。訓練の評価の終了まで、県・市と一緒にやっていきたいと思っております。

以上が、国によります薩摩川内市、鹿児島県に対する支援の状況でございます。

**○参考人（佐々木雅人）** 今、森下のほうから基本的な国の支援の方向について御説明申し上げました。私自身、後ろにおります補助員の二人プラスそのほかにも二人おりますが、5人、昨年の9月からこちらのほうに参りまして、薩摩川内市役所のほうにも幾度となく足を運ばせていただきました。

その中で、先ほど森下のほうから国が支援しているメニューについて一通り御説明をさせていただきましたけれども。そんな中で、私も5人、現地で、まずは関係する自治体の方々初め、地域の方々とのコミュニケーション、非常に高い頻度でとらせていただいたというのが、私どもの活動の第一歩だったというふうに、今改めて思っているところでございます。

そんな中で、幾つか具体的に、私も、こんなことをしてきましたということを、口頭ですが、御紹介させていただきますけれども。例えば先ほど国も一元的に支援をする体制をつくるということをお願い申し上げましたが、そんな中で、鹿児島県にも国の出先機関、特に実働機関の出先機関、

幾つもございます。県をまたぐ場合もあります。例えば海上自衛隊、これですと、地方総監部、佐世保にございます。陸上自衛隊、これは熊本の北熊本に駐屯地がございます。これは第8師団という師団の司令部がある場所でございます。

そんなところを御訪問させていただいて、国の出先機関同士のコミュニケーションをとるチャンネルをきちんともう一度オープンしたと。

海上保安庁も、第10管区保安本部、鹿児島市内にございます。そんなところも訪問させていただきました。

それと、自治体の方々、さまざまな形で避難計画、地域防災計画の充実に向けて取り組みなさっております。そんな中で、国の制度とか、ないしは国が用意しております支援、措置なんかについての御相談なんかも、かなりの回数受けさせていただきました。

例えばこれは鹿児島県の方々を中心になって進めていらっしゃるけれども、バス事業者さんとの協力に係る協議なんかにも、私どものメンバー、同席をさせていただいております。

そんな中で、例えば道路運送事業法上の扱いですとか、例えば運転手さんの労働基準法上の扱いですとか、国の制度、これは実際担当している部署が鹿児島県内にも幾つもございますが、そんなところとの関係づくりなんかも、お手伝いさせていただいたりしてございました。

あとは、先ほど森下のほうから御説明ありましたが、放射線防護措置を講じた、いわゆるシェルターの整備についても御相談、こちらで具体的にさせていただいております。

特に、徐々に薩摩川内市として、シェルターの整備、拡大してきていただいているところでございますけれども。特に今年度、平成26年度追加で薩摩川内市のほうでお考えいただいているようなところについては、具体的にこういう考えがあるんだけど、それはどうなんだろうかというような御相談を受けたりしながら、ここにおります森下ですとか、もう一人杉本という参事官、東京のほうにおりますけれども、そちらに直接話をつなげていただいて、そもそも薩摩川内市がどういった状況でどういうことを考えているのかというようなことを報告をし、東京サイドでの検討をお願いしたところでございます。そんなような取り組みも進めてまいりました。

あと、先ほど国としての取り組みの中で、物資集積拠点を、川内原子力発電所の関連で目星をつけておくというようなことも、私ども5人の中のチームでやってございました。実際にどこにどう土地があるのかを見にいったりとかいうことをさせていただいていたところでございます。

あと、自治体の方々が、主に取り組んでいらっしゃることにについて、私ども御支援申し上げたところ、側面支援という形でおつき合いをさせていただいたところも幾つございました。

先ほども申し上げた、例えばバス事業者さんとの協議なんかにも、私どものメンバー、一部同席をし、参加していたところもございますし、あとは薩摩川内市のほうで、主催していただきましたけれども、PAZ圏内の企業の方々に対して、いざ万が一のケースが起こったときにどう対応するのかといったようなことについての説明会。これは昨年10月27日でございましたけれども、PAZ圏内、30社ほどの関係者の方々御出席をいただいたというふうに記憶しておりますけれども。そういった説明会を市主催でやっていただきましたが、その開催に向けての側面支援等もさせていただきました。

今申し上げたのは、あくまでも私どもが取り組んできたことの一つの具体例でございますけれども。やはり私ども、昨年9月からこちらにかなりの時間を割く上で、何よりの成果は、きょうも後ろのほうに控えていらっしゃいます薩摩川内市の方々を初め、地域の方々とのコミュニケーションの頻度が圧倒的に高まって、地域のことも学び、地域の方々の声も肌で感じる、そんな関係ができたことが何よりの成果だというふうに私自身感じてございます。

そんな中で、まだまだ先ほどの森下の説明にもありましたけれども、避難計画ないしは地域防災計画というのは、まだ取り組みが終わったわけではございません。

ですので、これまで半年ぐらいたってしまいましたけれども、その間に気づかせていただいた具体的な個別の顔の見える人間関係を最大限に生かしながら、引き続き薩摩川内市の方々を中心に、鹿児島県庁の方々、ないしは周辺の自治体の方々ともしっかり連携をして、地域の方々の安心安全に少しでも貢献できればというふうに思っております。

済みません。私のほうから簡単に、私自身の活動の御報告をさせていただきました。

**○委員長（森永靖子）** ただいま参考人から説明がありましたが、ここで申し上げます。本日の案件は、避難計画に係る国の支援状況等についてであります。

ついては、本案件に関して御質疑くださるようお願いいたします。

また、質問は簡潔明瞭に行っていただき、効率的な議事運営に御協力をお願いいたします。

それでは、御質疑願います。

**○委員（井上勝博）** 岩波の科学という雑誌の3月号に、川内原発から30キロ圏内のアンケートがとられているんです。これは、東京女子大学の先生が、ずっと全国のところで、リスク論について研究されているわけですけど、川内原発のアンケートをやられたと。

いろいろアンケートをとっているんですが、その中で、避難計画に関して言えば、「安全に避難できる」と「恐らく安全に避難できる」。これは薩摩川内の市民ですけれども、30%と。周辺市町では38.4%と3割台、逆に「安全に避難できない」と「恐らく安全に避難できない」を合わせると、薩摩川内市では69.5%です。こういう結果が出て、周辺市町村では61.7%なので、薩摩川内市民のほうで、この避難計画については、いわば悲観的であるという結果が、昨年の12月に調査をした結果が出ているわけです。

避難計画は、つくられたというふうに、先ほど報告の中でもありまして、全国の地域防災計画、避難計画の策定状況の中で、川内地域については、九つの自治体が全部つくったというふうになっているんですが、実際は乖離があると。住民との関係では乖離があるという、これについて、どのようにお考えなのかということ、まずお尋ねしたいと思います。

**○参考人（森下 泰）** 昨年の12月に聞かれたということですので、避難計画、薩摩川内市の緊急時の対応をまとめたのが、去年の9月ということで、9月、それから12月ということで、3箇月ぐらいしか間がないということもありますけれども。まずは安全に避難できないという意味は、私の理解では、避難先は決まっているけど、そこにちゃんとたどり着けないんじゃないかと、そういう理解でよろしいですか。

ちょっと漠然としたアンケートで——ということについては、やはり大事なのは訓練だと思います。実践ということ。

その前提として、まずできている計画をなるべくきちんと日ごろから理解してもらえるような情報発信をしておく。その上で、実際にうまくいくかどうかというのを、オペレーションをしてみること、そういうことがまだやってないので、きょうも申し上げましたけど、これからそういうのに取り組んでみようという段階でございますから、そういう活動をやるのが大事だということに受けとめます。その安全に避難ができないという人がいることに対する対応としては、訓練と、自分たちがどこに行くようになっているのかということちゃんと、どの経路を使ってということをその地区の方々が理解してもらうようなことを、ちゃんと日ごろからどういうふうに行っていくかと、そういうところが大事だということに理解いたします。

**○参考人（佐々木雅人）** 避難計画の充実に向けての取り組みというのは、どこで区切りをつけたわけでもございません。今までも、日々御相談等受けながら、薩摩川内市、岩切市長初め、皆様、よりきめ細かい避難計画ないしは地域の方々の安全のための取り組みというのを進めていただいているんだというふうに思います。

先ほど森下から一言触れました放射線防護措置を講じたいわけゆるシェルターの整備ですけれども、これもどんどん追加をしていただいているところでございます。

そういった取り組み、目に見えるもの一つ一つ積み重ねていく、そういった取り組み、薩摩川内市の方々としてなさっているわけですから、私は現地にいるものとしても、きちんとそういった取り組みを正面から受けとめて、少しでもそういった地域の方々の思いが変わっていくような形に、目に見える形の取り組みなんかを通じて、描いていければというふうに思ってます。

一言だけ申し上げたかったのは、今、できたからといってとまっているわけではなくて、日々これ向上に向けて努力するというのが、私どものミッションだというふうに思っています。

**○委員（井上勝博）** 避難計画ができたとはなっているんだけど、例えば「私は、車がないんだけど、バスはあるのかしら」ということを

相談されたことがあります。「バスがどこから来るかというのは、聞いてないんですか」と聞いたら、「まだ全然聞いてません」というような話でした。最近、そういう話もあったらしいです。

それで、前回の特別委員会の中で、バスの問題も論議になりまして、以前からバスの確保というのは、非常に大事だと。基本は自動車というけれど、自動車で逃げられる人と逃げられない人がいる。要援護者とか、高齢の方で、免許を持ってないとか、そういう方々は、バスでしかないわけです。

ところが、そのバスの確保で、バス協会との協定ということをずっと言われてきたんです。このことをずっと。それは国の方は内閣府の方は、それは知らないのかもしれませんが。

ところが、この間の特別委員会ですから、2月18日の特別委員会の中で、初めてバス協会がバスを持っているわけではありませんのでという話になったんです。

これは、最初からそんなのわかっているわけで、バス協会との協定ということを言いながら、何でずっと何にもしなかったということじゃないかと、それは。バス協会に聞けば、バスはうちにはありませんからと言われるのは当たり前じゃないですか。それを2月17日の段階で、バス協会はバスを持っていませんからという説明がされると。それは余りにもひどいじゃないでしょうかというふうに思った。

内閣府の方が、バス協会とのいろいろな話をされているというふうに聞いたものですから、一体どういうことなんだろうかと。

**○参考人（佐々木雅人）** バス協会との関係の御質問だったと思いますけど。先ほど注意してお話したつもりでしたけれども、バス事業者の方々とはい具体的に話を続けてきています。2月17日に、その段階で、バス協会から、自分たちはバスを持っているわけじゃないからと言われたということではございません。

ですので、バス事業者の方々、私自身も何人かの方とお会いしたりもしましたけれども、具体的な協力の方向、思いなんかをお伺いしたこともございます。

そういう意味では、協定というのは、一つの形だとは思いますが、基本的な協力の方向感というのは、我々として得られている。鹿児島県の

方々を中心に、進めていただいている話ですけれども、鹿児島県のほうでも、そういった意向を確認されているというふうに、私は理解しています。

**○参考人（森下 泰）** 補足させていただきます。

確かに当初バス協会と鹿児島県をやっておりますけれども、かなり途中やっている段階で、いわさきバスと南国交通、この2社が、この鹿児島県ではたしかシェアが4分の3近くぐらいだと思いますけれども、持っておられますし、この2社と直接やるほうがいいということで、県が、バス協会の会長は同じですから、いわさきの社長ですよ。いわさきと南国とやっていくということで、やっておりました。

それは、我々のほうも承知しておりましたし、その取り組みは、市議会で聞かれたのが2月だった。これはもっと早く伝えられたと思いますので、そこはちょっと反省点だと我々思いますけれども、そのかなり前からバスが確実に確保できるために、その2社とやるということで、話は進めておられました。それを我々は支援をしていたということ。

それから、この2社につきましては、薩摩川内市の地域防災計画にも、ちゃんと名前で、人員の輸送で協力するというので、名前を連ねておりますので、当然協力するという前提で、そういうもともと計画に協力する2社になっておりますから、位置づけられておりますので。そういうこともあって、台数的にもこの2社が非常に多く持っていますので、県のほうでその2社と協議を進めるということでやってこられたと、そういうふうに承知しております。

それを我々はうまくいくようにということで、サポートしてきたというふうなことでございます。

**○委員（井上勝博）** バスの確保なんですけれども、前回の2月の会議の中では、5キロ圏内については、52台バスが確保されましたという話でした。しかし、UPZについては、322台のバスが把握されているということであって、必要なバスがどのぐらい、バス台数がどのぐらい必要なのかということについて、まだわからないということでした。

結局、これはおくられている原因というのは何なのか、バス台数が確保されたとして、今度は運転手の確保も必要です。今、どこのバス会社でも、運転手が不足しているということをよく聞いてい

るんですけども、その辺の話し合いというのは、  
一体どうなっているのかなんですけど。

**○参考人（森下 泰）** まず、避難計画のコンセプトについて御理解いただくことが大事かと思う  
んですけども。事故が起きたときに、5キロ圏  
内の住民の方々におかれては、これは放射性物質  
が川内原発から出る前から、予防的に早めに避難  
をしましょうと、一斉避難でございます。

ですけども、5キロから30キロ圏につきま  
しては、これは全域の方が一斉に避難するという  
のではなくて、放射性物質が出たら、モニタリン  
グ体制を強化しておりますので、それでIAEA  
の基準にも書いておりますけども、一定の値を超  
えたところにつきまして、そのエリアを指定をし  
て、その一部の住民の方に、1週間程度かけて避  
難していただくと、そういうふうな考えでつくっ  
ておりますので。そのときに、必要となる輸送能  
力につきましては、あらかじめ何台要るかどうか  
というのは、あらかじめ想定して決めれるような  
ものではありませんので、避難の手段といます  
か、スキームを、国と県と薩摩川内市とも話し  
まして、スキームをきちんと確保しておこうとい  
う考え方で整備してまいりました。

まずは鹿児島県が、県内のバス会社から必要と  
なるバスを確保するというのが第1段目の矢。そ  
れでも不足する場合は、鹿児島県が隣接の県と応  
援協定を結んでますから、その協定に基づいて、  
隣接県から確保するというのが第2の矢。それ  
でも対応できないような場合につきましては、こ  
れは国土交通省が、きちんと我々やると約束して  
おりますけれども、さらに広い他県から必要な台  
数を確保するという、3本の矢で、それによっ  
て5キロから30キロの方々が移転するようにな  
った場合は、先ほど申し上げたように、1週間程  
度かけて行き先がちゃんと場所が確保されてい  
るのを県が確認をし、そこにスタッフを張りつけ、  
輸送の経路の大丈夫かというのを見た上で、その  
手段を使って移動させると。

福島のときの反省で、行き場所も決まらない  
まま、やみくもに出たがために、いかに苦労した  
かというのは、地元の方々も申し述べられてお  
られます。

そういうことも踏まえて、今申し上げたよう  
な計画をつくっておりますので、台数的には、県  
内には約2,000台ありますし、隣接の県からも約

1,000台はキャパがあるということでござい  
ましたので。今申し上げた考え方で避難する場合  
であれば、十分対応できるだろうと、そういうふ  
うな考え方でつくっております。

**○委員長（森永靖子）** ほかの委員の方、あり  
ませんか。

**○委員（佃 昌樹）** まず、国の内閣府の防災担  
当として、認識がどうであるのかということをし  
ゃとお伺いしたいのですが。

国の支援に係る現状として、13ページ、  
14ページ、資料が出されております。これが完  
結することと、再稼働との両者の問題について、  
どういう認識をお持ちなのか、まずそれをお伺  
いしたい。

**○参考人（森下 泰）** まず、法律上の話から申  
し上げますと、避難計画の整備と再稼働の話とい  
うのは、法律上はリンクしておりません。原子力  
発電所は、原子力規制委員会が出した規制基準に  
合致しておれば、新規制基準を満たしておれば、  
それが動くか動かないかの判断だと。

一方で、防災計画のほうは、発電所はあります  
ので、とまっていようが動いていようが、川内原  
発はありますので、やはり動いているか、とまっ  
ているかにかかわらず、とにかくなるべく早く、  
きちんとそういう体制を整えていくことが大事だ  
と、そういう思いでやってきております。

**○委員（佃 昌樹）** 先ほどから、地元の方々  
とのコミュニケーションの問題もおっしゃいました。  
一番心配しているのが、ぴしっとした避難計画が  
できないままに再稼働ということは、いかなもの  
かと。ほとんどこれなんです、心配しているの  
は。だから法律上は、確かに別です。しかし、一  
般の地域住民は、そうではないわけ。避難計画は  
少なくとも、再稼働の要件ではないというけれど  
も、住民は「再稼働の要件にしてもらわないと困  
ります」と言っているわけです。

そういったところのコミュニケーションがあれ  
ばともかく、何か都合のいい団体、都合のいい行  
政機関とのコミュニケーションというふうにしか  
聞こえないんです。その辺の住民とのコミュニ  
ケーションの中で、そういった声を、あなた方は  
聞いているのか、聞いていないのか、その辺いか  
がですか。

**○参考人（佐々木雅人）** 確かに住民の方々との  
関係の中で、そういった不安な声、お持ちだとい

うのは、私どもにも触れているところでございます。

そういう意味では、森下が先ほど申し上げましたように、別に再稼働のタイミングがどうあれ、一刻も早くより実効的な避難ができるような取り組みを進めていくと。ないしはそれに必要な措置を講じていくというのは、これまで取り組んできた中身だというふうに思っています。

そういう意味では、そこを結びつけるかどうかという以前に、住民の方々の不安の声には触れてきてましたし、それを受けて、少しでもそういった思いを和らげられるような取り組み、具体的なアクションなんかにつなげていくというような思いで、私どもの活動を進めてきたというふうに御理解いただけたらと、こういうふうに思います。

**○参考人（森下 泰）** まず、きちっとした計画がないのに動かすのかという先ほど御発言ありましたが、きちっとした計画というのが、どういうものなのかという定義はさておきまして。鹿児島県、それから薩摩川内市と国が一緒になってつくってきた今のこの地域の方々の緊急時の対応は、まずは5キロ圏の方々ににつきましては、最も弱い方々、要援護者の方々、そういう方々が何人いらっしゃるのかというのもきちっと把握をして、その方々の避難車両も確保して、あるいは動かすと、福島のときに亡くなられたような方、いらっしゃいます。健康リスクが高まる方々には、市も計画的にシェルターを用意するというのを、これも定員をちゃんとカウントしてやってきております。

それについて、食料もきちんと、きょう申し上げましたけども、事業者と国とで備蓄の食料もするというようなことをやってきて、相当具体的かつ合理的な福島の事故を踏まえた計画を一緒につくってきたということです。

それから、UPZにつきましても、一斉にみんなが行けることはないんですけども、今申し上げたような3本の矢で、県があるいは国が協力する形で、避難の足を確保できるようなスキームをつくってきたというところでございます。

あと、地元とのコミュニケーションでございすけれども、私も鹿児島県のほうに呼ばれて、この前、日置市のほうで、住民の方々、鹿児島県がどういふ方々が不満を持っておられるかというのをセクションして、そういう場をつくるからということで、説明会に参りまして、今申し上げた

ような考え方をきちんと御説明し、けんけんがくがく、そういう場でしたから、やってきたと。

そういうようなことを自治体と相談しながら、どういう場が一番いいかということ踏まえながらやってきたというところが現状でございます。

**○委員（佃 昌樹）** 法的な位置づけもそうですし、内閣府として、防災の担当としても、避難計画と再稼働は別問題という認識だということは、よくわかりました。

であれば、この国が支援をしている、全面的に支援をしますということになっているわけですから、少なくとも13ページ、14ページの、これはいつ完成するんですか。例えば除染候補地の選定とかあります。もうすぐできるものもたくさんありますし、今からきちっとやっていかなければならないものもたくさんあるみたいですが、いつまでだったら完成ですか。ここに書いてあることだけでも。

**○参考人（森下 泰）** バスの運転手さんの研修とか、開始したら1回こっきりで終わりではなくて、継続的にずっと続けていかなきゃいけない施策もあります。運転手さんにもかわれますし、新しい方も入られますし。そういうものもありますし、一つの目途としては、この中のかなりの部分については、県が今度原子力防災訓練をする前までに、形をつくっていくというか、一通りの整備を行った上で、それを試すという形の、そういう訓練にしたいということで、今県と、内々話をしているという状況でございます。

**○委員長（森永靖子）** ほかの委員の方。

**○委員（川添公貴）** 本日は御苦労さまでございます。

まず、大きな枠で避難計画という大きな枠でお聞きしたいと思うんですが。先ほど後段で、計画はどこまでどうということ、区切りをつけるものではないとおっしゃったわけですが私もそう考えておりますので、日々向上に向け、努力している最中であるというようなことをお話をされたので、総論としてお聞きしたいのは、私の持論としては、避難計画というのは、終わりが無いと思っているんです。今、各種支援策とか人の対応策とかを協議していただいて、順次整備を進めていただいている状況をお聞きしたわけですが、これがまず確認したいのは、終わりが無い。避難計画というのは、日々充実させていくべきものだ

と、再稼働とは全然別問題ですから。そういうことで、確認させていただいてよろしいかどうか。そこをまず1点。

あと、各論を2点お願いしたいと思います。

**○参考人（森下 泰）** まず、総論については、全くそのとおりでございます。きょう申し上げたのも、それを具体的にやっていくために、いろいろまた国としても取り組みの仕方を強化していこうというものを御説明させていただきましたので、計画は一度つくってこれで終わりではなくて、試してみても、あるいは新しい技術とか情報が入ったら、日々充実させていくもの、そのとおりでございます。全くそのとおりだと思います。

**○委員（川添公貴）** 共通理解ができたということだと思っておきたいと思います。ぜひ総論として充実して、市民の方々に身近なものにどんどんどんどん輪を広げていっていただけるように、今後ともよろしくお願いいたします。

先ほど、13ページ、14ページについて質問がありましたので、これは避けたいと思うんですが。各論の中で、地域の財政支援の方向性というところで、ここは今、仮に避難元です。この説明の中で、避難先の自治体への財政的支援があるということをお話しているんですが、これはインフラとかそういう機材等の支援、その後のソフト面に関しては、平成27年度予算で、今審議中だということをお聞きしたんですが、せんだって、避難先の自治体の方とお話をしたとき、全然何が置かれるのか、どういう体制になるのか、ちょっとわからないというお話をされたんです。しっかりとこういうのが出ているのに、避難先の自治体の議員の方が知らない。どういう支援があるのかということ、これは大規模災害も含めてという形になっていくと思いますので、その共通した支援ができるんじゃないかと思うんです。

とすると、告知というか、知っていただく、情報開示、そこ辺がどういうものを、いつごろまでに、どのような形で広報活動もしくは財政支援等についての説明があるのかどうか。そこをまずお聞かせ願いたいと思います。

**○参考人（森下 泰）** 貴重な御指摘、ありがとうございます。まずは、鹿児島県とよく相談をして、地元ごとにどういうやり方がいいかと、スキームがいろいろ違うんじゃないかとも思いますので、東京のほうでこのやり方がいいって、ダイ

レクトにやって、結構失敗したこともいっぱいありますので。やはり地元の、まずは県と、どういうふうなやり方で避難先のほうとアプローチして、そういうのを理解してもらおうのをやったらいいかというのを、相談してみたいと思いますので、そういうふうな受け取らせていただきます。

**○委員（川添公貴）** 本市においては、充実した施策をどんどんどんどん、シェルターとかつくっていただいているんですが、いざ事があったときに、出ていった先が、そういう形であるということで、県と調整していただくということなので。早急に予算化もできるようでありますので、これぐらいの予算で、どういう施設ができる、地元事情に合わせてぜひ協議を進めていかれるということなんで、早期に対応を打っていただければ、より安心して避難計画が充実したものになるんじゃないかと思いますので、よろしくお願いいたします。

**○委員（小田原勇次郎）** 本日は、御説明、非常にありがとうございます。

私は1点だけ、先般全国の原子力の立地自治体の議会サミットというのが開催をされまして、その分科会の中でも、各原子力立地自治体議会の議員各位から、今の9ページの部分、国と地方公共団体との連携強化のこの部分、ここについて御説明の中で、政府としての方針が出され、今準備を進めておられるという御説明の中で、るるワーキングチームを核とする連携強化の方向性が打ち出されたところなんです、そのサミットにおかれましては、各自治体の議員の、やはり一つの共通した認識としては、恒常的な国の支援体制が望まれるのではないのかという声が非常に多かったように私は記憶をしております。

これは、全国のサミットの中での声であったというふうに認識をいたしておるんですが、非常に政府の考え方を、ここで述べよというのは、非常に申しわけない話なんです、方向性として、何か現時点で、お答えいただける部分がありましたら、お聞かせ願いたいのですが。

**○参考人（森下 泰）** ありがとうございます。まさに恒常的に国が支援をする体制をつくるということで、先ほど名称の変更という言い方をしましたが、きちんと地域原子力防災協議会ということで、支援をする体制をまず、場をきちんと用意すると。それが用意せよというのが、自民

党からの提言でもありましたし、政府としても、それを受けとめますということになりましたので、まさにそういうふうな体制をつくるためのものだというふうに理解していただければと思います。

**○委員（小田原勇次郎）** 現在のところは、具体的には、例えば、内閣府の命を受けて、皆さん方が現地でこういうワーキング作業に当たっていたいておるという、イメージ的にこういう作業の体制がずっと継続していけるというようなふうな認識でおっているのか。やがては、当然、霞が関のあちらの部分からの支援体制に変わっていけるのか、そこあたりの部分ももしお聞かせ願えれば。

**○参考人（佐々木雅人）** 私が昨年9月からこちらに来て、活動させていただいて、地域の実情をきちんと把握した上で、物事を進めていくことの重要性というのを、まさに目の当たりにしたことだと思います。

あとは、どれぐらい、現地で時間を割くのかというのは、ケースバイケースだと思いますけれども、霞が関の机の上だけで避難計画の充実に向けた支援を考えるというのは、多分地域の実態に即してません。

ですので、どういう形になるか、やり方はこれから変わるかもしれませんが、地域に足を運んで、地域の方々、自治体の役所の方々初め、コミュニケーションをとりながら物事を進めていくという方向感、変わらないと思いますし、これから先の対応について、協議するような場があれば、そういったことを主張していきたいと。そういったことの重要性をしっかりと自分の実体験に基づくものとして主張していきたいというふうに思ってます。

**○参考人（森下 泰）** 補足させていただきます。

この地域原子力防災協議会というのは、各地域ごとに設けようと思ってます。東京に1個ではございません。川内地域原子力防災協議会とか、メンバーはやはり地元の代表の方に入っていただく。それに国の関係省庁も入っていただくというので、今までワーキングチームというのは、どちらかと、課長とか課長補佐とか、かなり実務の下レベルで――実務の話が多いのでやっていたんですけども。この協議会は、その上にかなり地元の方でも市長に近い方というんでしょうか、協議会ですから、かなりハイレベルの方々と構成すると。その

下に、今我々が実務でやっているワーキングチームが、実働の作業部会みたいなものを設けて、それで地域ごとにそういう協議会というのをセットして、計画づくりだけでなく、訓練、それから最後の改善まで継続的に恒常的にやっていくと。そういうものを今目指してセットしようと思ってますので。各省庁とも協議もしなくちゃいけませんし、官邸とも相談がありますので、中身が固まりましたら、また御説明とかに來させていただければと思いますので、もう少し時間をいただければと思います。東京ではありません。地域ごとです。

**○委員（小田原勇次郎）** 最後にさせていただきます。

私も、昨年、県との合同で開かれた防災説明会を聞かせていただきまして、一通り内閣府の取り組んでおられる、設定されました防災計画、いわゆるいろんな出先機関の陸自であるとか海自であるとかの協力体制の計画も聞かせていただいたところであります。

やはりさすがに内閣府が関与されて、ワーキングチームが動かれると、そういう体制づくりが進んでいくよなという、実感を持ったところでありました。市町村レベルでは、ここまでの協力体制は築けていけないよなという実感を持ったところでありました。

やはりこの計画、防災計画、自治体ではなく、国が関与することによって、非常に実働的な部分に、総合力につながっていく計画が策定していけるというふうに、私は認識をしておりますので、サミットで出された意見等も踏まえまして、恒常的な、今後とも、先ほど川添委員からも出しましたけれども、防災計画をつくって終わりというものではありませんので、更新していかなければならないというのは、私も十分認識しておりますので、そこらあたりも御認識して、これからもまた、支援体制を強化していただきますように要望させていただきます。

以上です。

**○委員（杉藺道朗）** 先ほどから出てますように、100%の避難計画というのは、なかなかいろんな課題がある中で、難しいんだろうなというふうに思います。

ただ、それに近づけるべく努力は、ずっと続けていかなければならないということも、万人の理

解するところだろうなというふうに思います。

せんだって、少し市民の方とお話をする機会がございまして、その中で、聞くことが、「どこへ逃げたって一緒やっで、あたいは動かんど」と。わかりますか。要するに、どこに逃げても一緒だから、もう避難はしませんよと。我が家におると、このような発言もあったわけです。

この屋内退避施設いろいろ整備をされておりますけれども、一部にはそういう考えの方々もいらっしゃるということで、個別に個人のシェルター、これはメーカーで出されている部分もあるように聞いているんですけれども。最悪の場合、自分でシェルターを準備して、あたいはここから、——ごめんなさい、鹿児島弁で。ここから、動きませんよと。そのように話もされたんです。

そこを仮に整備されるとするときに、国のほうで、何か補助でもあればいいのになと。本来、自分の身は自分で守るという思いがあられる方で、だけど、この原子力災害に関しては、通常の災害とは当然違いますので、それなりの対応をしなければならない、そういう思いの中から、自分は土地があるから、そこにシェルターを準備をして、それで備えようかなと思うんですよという話もされたんです。

お聞きしたいのは、そういう事態というか、過去にそういう例が、当然、日本全国の中には、自分でそういう準備を事前にされている方もあるやに聞くんですけれども、実態的なものを捉えていらっしゃるのか。そしてもう一つは、さらにそういうことを実際やろうとしたときに、国からそういう支援的なものの考え方があるのか。バスの云々というの也被言われました。万が一のときが、はっきり言って、交通渋滞が起こって、なかなか厳しい状況下で、スムーズな避難行動ができないんじゃないかなと、誰しも思っているところだろうというふうに思うんです。

そういうところも、その市民の方とお話をしながら、聞くところでしたので、そういう部分、おわかりの点があれば、少しお示しをいただきたいなというところですが、いかがでしょうか。

○参考人（森下 泰）今、委員がおっしゃった、どこにいても同じで、家におるという話なんですけれども、ちょっと距離によって、原発からの距離によって違うと思います。先ほど申し上げましたけれども、原発に近い人は、やっぱり動ける方

は、早目に動く。それはちゃんと行き先もきちんと決めてあるので、これは県とか市とかが決めてくださってますから、経路も、それは動く。なぜならば、やっぱり放射線の被曝をできる限り少なくしたほうがいいという発想です。ですので、動ける人は動く。

ですけれども、先ほどのシェルターの話は、これは福島反省です。動くとかえって亡くなってしまう、寝たきりの方とか、この方は、放射線のリスクと、その他のリスク、動くことによるリスクをよく考えて、とどまるほうが、動かさないほうがいいという方々もやっぱりいらっしゃると。その方々もしっかり把握してますので、その方々が、残るのであれば、できる限り被曝は少ないほうがいいので、そこは放射線防護を固めておきましょうという発想でございます。

もう一つは、発電所から遠い、原子力規制委員会は、5キロから先と言ってますけども、まさに家におるということと、それをしてくださいという指示がまず出ますので、逃げてくださいではなくて、発電所から少し離れたところにいらっしゃる方は、まさにその方が言うておられるように、家にいてくださいと、出ないでくださいという指示がまず出ますので、その意味では、計画どおりではあるので。

ですけれども、動かなければいけなくなったときは、動ける人は、可能な限り放射線を浴びないほうが個人のためなので、移動していただくほうがいい。そういう発想で計画がつくられているというふうに理解をしていただくということだと思います。

○委員（杉蘭道朗）だから、立場によって、今言われたことは十分理解できますし、その方も、よく話をする中で、そうですねという話。

だから、例えば自分でそういうシェルター等々設置をして、備えるんだ。自己責任で備えるんだという方々が、そういう希望があったときに、国としてそういう補助的な部分が支援できるものなのかとか、これは結構思っている方もいらっしゃるんです、話の中には。

だから、あえてこの場でお聞きしたところで、それができるかできないか、将来的に研究検討されるのかわかりませんが、そこを少しお答えいただきたいということです。

○参考人（森下 泰）趣旨わかりました。

先ほどの原子力発電所に近いところにいらっしゃる方について、個人の家というのは、効率性の問題からあると思うんですけども、そういう方々も、逃げれるのに逃げないというのを、どう解釈するかあるんですけども。そういう近くにいる方々も、同じようにシェルターにこもるようにするという、この支援はあり得ると思います。

きちんとその必要性を財政当局にも訴えてやっていかなきゃいけないですけども、発電所に近いところにいらっしゃって、逃げるのに非常に逃げにくいという方については、一般の方についても、シェルターを用意するというのは、施策的にはできると思います。ですけども、個人の家々というのは、ちょっとそこまでは。

○委員（杉藺道朗）要するに、何世帯かの分のシェルターをこの公共の部分と別に、ある地域、グループでもいいんでしょうけれども、設置したいなという、仮に、仮にのお伺いですから、ちょっと答弁もきついかもかもしれませんが、なったときには、しっかり支援ができるということで、個人の部分で、例えば個人がシェルターを準備しますという部分じゃ、少し難しいのかなというふうに聞こえるんですが、そこは。

○参考人（森下 泰）今の制度では、そこは認めておりません。ですけども、先ほど言いました、本当に住民のために必要なんだというのが出てきたら、真剣に検討いたします。でも、今の制度ではできません。

○委員（川畑善照）大変１００％ということは難しいというのは、大体わかりますし、常に避難政策というのは、大事だと思っております。

ただ、８ページの、先ほど来出てます、バスの事業者とのことや、それから緊急事態における輸送方法の問題が出てますが、万が一は緊急事態ですので、定期バスも全て稼働して、そちらのほうに行かざるを得んような気がするわけです。

その場合は、定期バスはバスの運転手が乗っているわけですが、ただ、車庫に、二、三十台あって、運転手はローテーションを組んであるものだから、なかなか急に間に合わないわけです。

ですから、例えば地域に、こういう原子力防災の研修をした運転手、二種免許を持った運転手を、例えば自衛隊とかあるいは九電とかそういう職員やら自衛官に指導して、バスを拝借するやり方というのを、そういう複合的な物事の考えはされた

ことはあるんですか。

○参考人（森下 泰）検討したことはあります。それで、今後の工夫の余地が、先ほど言ったように、計画、これで終わりというわけではないので、また新しいいろんな考え方が出てくれば、柔軟にやるつもりではいますけども。ここに至るまでに議論したときでは、自衛隊の運転手とか警察官の方々が、大型の免許を持っているとしても、いきなり路線バス渡されて、事故なく運ぶというのは、相当難しいと。ふだん乗りなれたやつであればあればなんですけど。

それもちよっと考えて、今のところは、まずは自衛隊とかに出してもらおうのであれば、その方たちが持っている車両で、自分たちが日ごろ訓練とかで使っている車両で動いてもらうという、それで最後救助に来るというような形にしています。

議論はしました。やはりバスの運転手さんがあのバスを運転できるというのは、それは特殊な技能をお持ちです。

○参考人（佐々木雅人）一言だけ補足をさせていただきますと、これから先、今鹿児島県の方々を中心に、バス事業者の方々との協力のあり方というのは、検討していただいています。協議は続いています。

その中で、最後どういう形の協力の形を決めるかというのに、そこは実はかかっているんだと思います。バスの提供だけを受けることもあり得るというようなことなれば、それはまた次のステップを考えるということだと思います。

森下が何度も申し上げているとおり、避難計画の充実に終わりが無いという観点でいけば、そういったオプションも必要があれば追求することだと思いますし、自衛隊の方々も、最後の最後のバックアップとして、どういうのがあり得るのかということは、個別の話が出てきたところで、また御検討いただけるんだと思います。

事業者さん、九州電力の方々に、既に九州電力としてお持ちのバスがあつたりします。それに加えて、運転手だけを拠出していただくようなことを考えるとか、それはまだ今の段階で、どの方向を追求するのかというのは決めかねてはいますが、それはあくまでも今県のほうで進められている協力の話、まず第１歩はそっちだと思っておりますので、その次のステップとして、考えていくことなのかなというふうに思ってます。

○委員（川畑善照）やはりバスの台数確保はできても、運転手要請というのが必要ですので、そのところはお互いに交錯した議論のあり方が必要ではないかと。バス会社はそれだけ確保できるか、人員を運転手を確保できるかという問題があるかと思いますが、バスがおっても、運転手がいなけりやどうしようもありませんので、そういう点は十分、今後バス事業者と検討されたいかなと思いますので、一応指摘しておきます。

○委員（福元光一）各委員のほうから、いろいろ意見が出てきましたけど、やはり訓練ということできょうは重点を置いて話をいたしますと、やはり100%というのは、人それぞれ考えがあるから、恐らく100%ということはできないと思いますけど、100%に近い、市民が県民が納得するような計画というのは、やはり信頼関係を持つということで、具体的に書いて、こういう書類に出してやらないと、先ほども委員のほうからありましたように、これがいつ完成するのか、いつ完了するのかということもありましたけど、やはり放射線防護対策工事、電源工事、今年度中と書いてありますけど、これは今年度中というのは、この作成が平成27年度と書いてありますけど、平成26年度中なのか、平成27年度中なのか、そして下にも書いてあるんです。福祉車両は、先日、二十数台、配備されたことは、私も知っておりますけど、これは完了ということでもありますけど。その下の、バスの運転手のための放射線防護資機材手当というのは、今年度中、これも今年度中というのは、平成27年度。その下は、今度は来年度からというのは、バスの運転手の研修です。来年度からと書いてある。これはなぜ来年度からするのか、早くしないと。

これをずっと見ていくと、次の14ページには、県の原子力防災訓練までに候補地で広報資料を作成するとか、中ほどに、原子力規制庁がガイドを作成中と書いてありますけど、これもいつまで作成中、今年度中なのか、来年度なのか、再来年なのか、これなんかが、いつまでというのを書くと、そこに信頼関係が生まれてくると思うんです。

100%に近いというのは、我々の思いですから、こういうふうな、やはり何でも事業をやる。原子力にかかわらず、ほかのものでも事業をやるといったら、相手がおつてのことだから、やはり信頼を得るということをモットーにしていたか

ないと、原子力発電所というのは、今回初めてつくるわけじゃないし、もう二十数年、30年前からあるわけですから。それと訓練というのも、初めてするわけでもないし、今までいろんな訓練をして、福島で事故が起きて、具体的にこういう訓練を5キロ圏内、15キロ圏内、これは想定されとったわけですから、事故というのは。事故はないかもしれないけど、想定して訓練もしなくちゃならないし、今までの訓練は何だったのかと。やはりそういうところで、クエスチョンマークがついてくるということは、いけないから、やはり信頼関係をとにかく持つと。市民、県民と。その一言に尽きると思います。

今、難しい説明があったり、難しい数字、難しい言葉が出るんですけど、それは皆さん方の勉強された結果ですけど、やはり先ほどもシェルターの話もありましたように、個人のところにシェルターを。昔は戦争があった場合に、防空壕があって、そこに避難したわけですね。そういうことを考えたら、1軒1軒シェルターをつくってやったらいいんですよ。これは国の政策ですから、国の支援にかかわる現状というのを、ここに書いてある以上は、具体的に原子力発電所をつくる前から、こういうのをこうやりますというのを書いてあるのが普通、常識だと思いますから。今は原子力発電所があって、福島の事故もあって、今の現状ですから、やはり早く県民と信頼関係をとっていただきたいと思います。きょうは御苦労さんです。

○参考人（森下 泰）資料が表記がよくなって申しわけありませんでした。補足させていただきます。

ここで、今年度中と書いてあるのは、今月中、3月という、今年度というのは、まさに平成26年度ですから、3月まで、まさに今月ですけども、やり終えるということでございます。

それから、バスの運転手さんのための資機材の手当も、これは説明の中で、昨年の12月に県が補正予算で出したということですので、これも今年度で既にこれはやっているということ。

来年度からというやつは、バスの運転手さん向けの研修は、4月から動かせるようにと思ひまして。実際は、予算が成立してから、今予算が難航してますから、企画づくりとか公募とかやりますので、7月ぐらいまでにできれば、表に出て、研修の出せばいいかなということで、そういうス

ピード感でやっております。4月から作業を開始するということです。

ですから、県の防災訓練までにとというのは、それよりももう少し遅いタイミングになると思っていますんですけども、今申し上げたよりも。そこを県と一緒に目標、そこを一つのターゲットにして片づけていくといいますか、やっていくようにしたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

それから、訓練は、昔からやってるというものも何だったのかというのは一番グサッとくるというか、痛いところでして、やっぱり福島事故の前までの訓練は、過酷事故が起こらない、要は、発電所がメルトダウンしないというシナリオになってましたから、住民も避難しないでいいという訓練ばかりでした。これは、まさに何だったのかと言われると一番反省してる所なんですけども。そういうことを今まではやっていなかったの、これを福島の後、そういう過酷事故があり得るんだということで訓練を今やり始めたところと。それに対応するための計画を全国に先立てて鹿児島県、薩摩川内市が一生懸命頑張ってつくられましたので、それを実施に計画どおりオペレーションできるかなというのを試してみようという、来年度県がされる訓練は非常に大事だと思うので、小里副大臣も私どもにしっかり参加して協力してやれと。多分これも他の地域のモデルになると思っていますので、そういう大事な訓練だと思っています。過去からの反省も踏まえた。

あと、原発がつくる前からやってるのが普通だろうというのも、先ほどの訓練やってなかったのと同じなんですけど、全くそうあるべきだったと本当に思ってます。ですけども、日本の場合は3.11の後からになってしまったというのは、本当に申しわけありませんでした。頑張ります。

**○委員（福元光一）** いろんな、我々議員が会議をするときには、この薩摩川内市の職員に私は最終的に言うんですよ。あなたたちは自分の責任で答弁するんだから、しっかりと最後までやっていただきたい。というのも、皆さん方にも当てはまると思っています。皆さん方は今は内閣府の大臣官房参事官という肩書、またいろいろあるんですけど、異動というものがあるでしょ。異動がです。そして、もうそれで責任は逃れたという気持ちでおってもらっては困ると。薩摩川内市民は特に真剣なんです。原子力発電所を抱えておるのと一緒

なんですからね、ここに。だから、異動があっても、定期的に自分が勉強して送れる資料は薩摩川内市のほうにどんどん送ってやろうと。そのぐらいの気持ちで取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。答弁は要りません。

**○委員（森満 晃）** 本日はお疲れさまです。御苦労さまでございます。私のほうからは、避難道路の件について一件お尋ねします。

平成27年度、鹿児島県では30キロ圏内に、予算として60億ぐらいつけていただいておりますけれども。内閣府の方々も、先般の望月大臣が来られたときだとか、地元のシェルターだとか見に行っていたいてると思うんですが、まず、この市内から発電所までの道路を見られて、この県道とかについてを、まず感想を、済いません、お願いします。

**○参考人（佐々木雅人）** 県道43号線、何度も通らせていただきました。市内からいちき串木野に抜ける道なども通らせていただいて、今副委員長御指摘ありましたとおり、もう既にかなり県のほうでも取り組みを進めていただいている箇所というのはあるというような理解はしています。もちろんその避難計画と同じように、避難計画100%があり得ないように、それは、道路も恐らく100%っていうのはなかなかすぐには実現できないものなのかなという気もします。ただ、明らかに取り組みとしては、地点地点で進んでるなどというのは、実際通って感じる所であります。

**○委員（森満 晃）** 今言われたんですけども、順々に整備はしていただいております。ただ、その避難道路としても、いわゆる予算的に何か国、県、市じゃなくて、直接的にやはり予算を落としていただくというような、何かそういったものをやっぱり地元としては一番望んでおります。間接的に順番的にやっていくんでしょうけども、でも、やはりその5キロ圏内でも、余りにも急カーブの多い道路だとか、これが果たして避難道路として役に立つんだろうかといった部分で、何か直接的に国のほうから予算がおりてくるようなそういう部分については、そういうところはやっぱり国として考えていただきたいなと思っております。

**○参考人（森下 泰）** 国道とか県道とか市道とか、それぞれちょっと責任を持つところで変わっ

てくるのかと思うんですけども。国土交通省からは具体的にやはり地元のほうでこの避難とかで道路に関する要望があったら、いつでも伝えてくれというふうに国交省の大臣官房のほうから、一緒にワーキングチームつくってるからですけども、言われておりますので、まずは、私のところに具体的にここの道路でこういうことが、改修の中身というんでしょうか、そういうものがあれば、いただければ、それは国土交通省のほうにまず伝えますので、ただ、国土交通省は国道かなとは思いますが、関係の省庁にも相談することは内閣府はできますので、総合調整官庁ですので、そういうのは薩摩川内市とか県庁、鹿児島県を通じて伝えていただければ、内閣府としてはそういう対応を私やります。

○委員（森満 晃）よろしくお願いします。

○委員（井上勝博）余り時間がないので三つ、本当は六つあるんですが、三つ、まずお願いします。

一つは、福島第一原子力発電所事故による原子力災害被災地地帯と調査結果という — この全国原子力発電所所在地市町村協議会が、福島の原発事故が起こった直後にワーキングチーム、ワーキンググループをつくって、その調査をされた — この報告書についてです。この報告書を読むと、かなり国に対する批判が強く出されておるんです。国がやはり結局情報を流さなかったとか、国から一切指示がなかったとか、こういうことが書かれてあります。なぜそういう福島の事故が起こって国が動かなかったという反省があるのに、国が避難計画に責任を負わないで、市町村に計画を押しつけたのかということが一つ伺いたいこと。この存在を知ってるかということと、そういう国がなぜ責任を持たないのかと。

二つ目。先ほど森下さんは、メルトダウンが起こるというふうな想定はなかったので、結局防災訓練をしていても生かされなかったとおっしゃっていらっしゃるんですが、伊藤知事が記者會見の中でこういうふうに述べているの御存じだと思うんです。「審査を受けた原発の炉心棟がどう変化をするかは、結構時間があるのでゆっくり動けばいい。制度設計は100万年に一回の事故を想定すればいい。そのときの川内は5.6テラベクレル、炉心から5.5キロのところは毎時5マイクロシーベルトです。20で初めて避難ですから、動く必

要がない、家の中にもいてもいい、普通の生活をしていてもいい、その程度の放射能です。そこまで追い込んだ制度設計をしているので、時間もあるし、避難計画は実際ワークするケースもないだろうし、川内原発はあと10年だと考えると、大概それでカバーできるのかと思っています」こういう発言をされていらっしゃる。これは、格納容器内で閉じ込めることが成功したということで、新基準ではそれができるということでこういう想定をしてるんだと思いますが、しかし、私たちは、福島の原発事故でどんな事故が起こるかわからないということを学んだわけです。格納容器が破壊するということもあり得るということを私たちはやっぱり考えておかなきゃいけない。このことについては — この知事発言についてです。森下さんは先ほど本当に反省しているというふうにおっしゃったので、この知事発言についてはどういう御感想をお持ちかと。

三つ目。スクリーニングポイントがまだ選定されていないと、場所が設定されていないということを知っていますが、なぜこんなにおくれるのか。それからもう一つ。このスクリーニングの基準が1万3,000cpmという基準を10万cpmに引き上げて、結局スクリーニングの基準も引き上げばなしにされている。スクリーニングポイントの除染基準というのはどうなるのか。この三つについて、まずお聞きしたいと思います。お願いします。

○参考人（森下 泰）まず、全原協が原発の立地の市町村の集まりだというふうに理解してはいますが、情報や事故のときの指示がなかったという、この指摘はしっかり認識しております。物理的な面、それから政府の指揮命令系統の面と、ソフト面と両方にやはり問題があったという分析をしておりまして、一つは、きょう御説明したような、オフサイトセンターがやはり地震と津波で長時間オペレーションするようなことに耐えられなかったと、距離も近くて。そういうことで、オフサイトセンターが、ここは10キロよりちょっと外なので全く大丈夫という評価をしてるんですけども。そういうような形で、あと、情報も通信ネットワークの回線強化もいたしました。最後は衛星も使って3回線も用意するようにして、それまではコマーシャルの通信系統と衛星電話だけだったので、十分なやりとりが現場と東京のほうで

きなかったと。そういうところの改善はしております。

それから、本部の体制とか指揮命令系統につきましても、きょう御説明したような複合災害についての部門との連携とか、そういうこともやっていこうということで、今取り組んでいるところでございます。ですから、いずれも国への批判というのは真摯に受け止めてやってるという状況です。

それから、知事の御発言なんですけれども、これは、原子力規制委員会が審査をしている川内原発の——ちょっと直接は委員会であって、内閣府とは違うからというのをちょっと御認識いただいた上になりますけれども——新規制基準に適合するという中で審査をしていて、一番最悪の事態が起きたときに、川内原発からはどういう事故になるのかというのを評価したものの一つが、その場合には、川内原発から5.6テラ放射性物質が放出されるという評価がなされています。これは、炉心も溶融してますし、格納容器スプレーとか冷却系等がやっぱり使えないというような状況で、福島の以前の状態であれば、同じように福島みたいになってしまうんですけれども。福島の事故を踏まえてシビアアクシデント対策を強化してますので、電源車を用意しておくとか、消防車をとかと。そのうちを緊急時のオペレーションをやって対応したら5.6テラぐらいが出ると。格納容器からは、だからリークはしてます。当然外に出てるんですから。大規模破損までは至ってないけれども、それはしっかり、そのときにどれくらいの放出量かっていうのは、原子力規制委員会のほうで評価すると。そのときにどれくらい周囲に影響があるかというのも規制委員会のほうで出してまして、それを見られて伊藤知事は発言されてると思います。中身は全然間違っていないと思います。ですけれども、県がそれでよしとはしてなくて、きょう御説明したような避難先を決めるとか、バスの手段を確保するとかっていうのは、それ以上のことは可能性はゼロではないということで、可能性は低くなってるとは思いますが、可能性はゼロではないということで備えるというのでつくってきたので、そういうことを踏まえて言われてるんだと理解してます。

それから、スクリーニングポイントが決めるのがおこなわれているというのは、これは、ちょっと政府のほうの責任もございまして、原子力規制委員会

のほうでこれも指針が出ているんですけども。それと、そこで書かれている内容と、それを補足説明するので、原子力規制庁が解説文書みたいなものを出しているんですけども。その内容で、鹿児島県のほうがどこにどういう考えで設置していいかというのが、ちょっと理解するのに混乱が、ちょっと県のほうで実際のほうで生じてしまったので、ほかの県でもございました。ですから、その影響があってちょっと取り組みがおくれていると。

原子力規制委員会、規制庁が出している内容を申し上げますと、指針には、避難先でそういう検査をするのでよいと書いてあるんですけども、幾つかの広域避難をする自治体から、途中で30キロ圏のところでも県境をまたがるような場合は、そこでもやっぱり除染とか定期検査をしたいというのがあって、それはありでしょうということで、それもいいですよ出したら、鹿児島県のほうが逆に避難先でやったらだめなのかなというふうに思われまして、追加文書が出て、それをちゃんと国のほうで整理してくれと言われましたので。それは結局、地域の実情に応じてやはり一番やりやすいところでやればいいんですということで、それは地域の考え方を優先しますということを最終的にはお伝えしてるんですけども。その考えを踏まえて今取り組まれていますので、国が考え方をきちんと示すところに時間かかったのが、県、市に御迷惑をかけたというところでございます。考え方はもう出ておりますので、後は、候補地は自治体のほうで幾つか選定は進められると思いますので、そういう状況と理解しております。これは、ちょっと国のほうの影響で自治体に迷惑をかけたということになります。

以上です。

**○委員長（森永靖子）** 井上委員に申し上げます。時間の都合上、簡潔明瞭に今回までしてください。お願いします。

**○委員（井上勝博）** せっかく来ていただいているわけですから、やっぱりよく聞いておいたほうがいいと思うんですよ。

まず、一点目については、なぜ国が避難計画に責任を負わないのかと言ってるんですよ。それから、二つ目。これは、IAEAの深層防護の考え方とは違うんじゃないですか。格納容器が大規模な破壊があったということも想定しなくちゃいけないんじゃないですか。おかしいじゃないです

か、やっぱり。

三つ目、これについては、スクリーニングの基準が、私は、先ほど言いましたように、1万3,000 c p mから10万 c p mに引き上げられっぱなしになってるじゃないかと、どうなってるのかということです。

それから、それと三つがあったんですね。一つは、複合災害についてなんですが、先ほど避難道路の話が出ました。この避難道路が、いわば1メートル、2メートルの津波でも水没する、そういう道路になってるんです。通られてわかると思うんですよ。複合災害のときに津波が来たときに、ここは6メートルぐらいの津波も想定してますというふうに言ってるんですが、もう水没します、避難道路は。それはどうするんですかと。

それから、もう一つは、複合災害の場合です。津波の被害とか地震とか。高線量のために消防団員がうめき声が聞こえているのに撤退せざるを得なかったっていう福島県の教訓がありますね。これは一体どうなってるのかなと。どう解決しようとしてるのかなというのがあるんです。

それから、五つ目に、30キロ圏内の市町村の同意が必要というのは、圧倒的な世論です。先ほど紹介したこの東京女子大学の先生のアンケート調査結果を見ても、これは、30キロ圏内の市町村の同意も必要というふうに答えていらっしゃる方は、薩摩川内市市民も含めて81%から83%です。県と薩摩川内市の同意だけでいいって言ってるのは、薩摩川内市も含めて11%から16%です。圧倒的な人たちが30キロ圏内の市町村の同意が必要だと言ってるのに、県は、いわば薩摩川内市とこの県議会だけでいいと言ってるわけです。国のほうとしては一体これをどう考えるのかと。これもやはり住民との乖離があるんじゃないかと。

六つ目。これは簡単なことです。先ほどバスの、資機材のをおっしゃいました。空間放射線量計も資機材の中に入っていますか。

以上です。

○参考人（森下 泰）先ほど答弁漏れがあった件ですけども、避難計画については自治体に押しつけじゃないかというのは、そうではないという説明を、きょうはワーキングチームをつくってやっていると説明したつもりですけども、どちらだけでもできません、いいものは。まずは、どの場所に行くかとか、どの道を使うかとかいう

のは、地元の実情をよく理解している基礎的自治体が、まずきちんと考えていただくことが大事だと。ですけれども、それで考えたおりに行かないことがやっぱりあると。そういうときは最後自衛隊が出てくるというふうにちゃんと我々コミットしましたので、民間が行けないときは。そういうのを含めて、全体をまとめて今に至っているというふうに理解していただければと思います。

それから、スクリーニングの値については、原子力規制委員会が既に指針で示しております。ベータ線で4万 c p mというのがスクリーニングの設定値でございます。4万 c p mです。

それから、知事がおっしゃってることは、もう知事に聞いていただくしかないと思うんですけども、真意は。原子力規制委員会は先ほどの5.6テラでよしとしているのではなくて、審査上は安全目標というのを持てまして、100テラベクレル、どうやったらそういう大規模放出になるかわからないんだけど、それでも100テラを超えるようなものは、原発はオーケー出しませんという安全目標を持ってやっておりますので。これ、たしか、原子力規制委員会は各国も大体似たような、アメリカとかそういう目標でやっているといますので、それから見れば十分、二桁も低い、現実的に考えられる最悪の事故のケースでは、きちんと福島県の事故を踏まえた対策をとってれば、5.6テラぐらいになるというのは確認したということで、それでよしとは誰も言ってません。その上で100テラが出て、この鹿児島県と薩摩川内市がつくった避難のオペレーションであれば、ちゃんと対応できるということは確認してつくっておりますので。言うなれば、5キロ圏の人は直ちに避難、事故が起きたら、放出前に。5キロから30キロの人は、まずは屋内退避。その後、モニタリングの結果で一定値より高いところがあったら、一週間程度かけて決められた場所に、ちゃんと開設とか避難経路とかの安全を確認した後で移すということになってます。

それから、避難経路についても、先ほども不安だといったところも含めて、薩摩川内市のほうで代替ルートを、今ある道で使うしかないんですから、林道だったかな、でちゃんとそれを代替経路として指定しますということで計画立てられておりますので、そういうことも含めてやれるだけのことはやってきたし、さらにそれを効率よくで

きようにしようというのを取り組んでというふうに御理解いただければと思います。

それから、同意については、済いません。地元のことなので、内閣府の立場で何て申していいかわかりません。地域の実情を踏まえてというふうに、たしか総理はおっしゃってると思います。経済産業大臣も。

以上です。

済いません。線量計は、それが実は一番難しい質問で、ちょっと私、県のほうで何を手当されたかを確認しないとわかりません。済いません。

○委員（井上勝博）私は、格納容器について大規模損壊があるということは、可能性を考えておかなければ、深層防護の考え方ではないと。幾ら手だてを打ったとしても、水蒸気爆発の危険というのを指摘してる方もいらっしゃいます。格納容器の中で。これについては絶対起こらないとは言えない。確率的には少ないかもしれないけども、あり得る。それが起こった場合には、また同じことを繰り返すんですよ。そんなはずじゃなかったって。メルトダウンが起こるはずだとは思わなかったっていうのと同じことが、また同じことが起こる。だから、そういうものを扱っているんだということを、私はやっぱり、内閣府の方は安全神話に陥っちゃってるんです、もう。

以上です。

○委員（佃 昌樹）一つだけちょっとお伺いしたいんですが、審査書の中に、航空機衝突、テロ、ミサイル、そういったものの対応についてというのが出ております。その対応については、明らかに有事法制の中の国民保護法が先行するだろうと思いますが、内閣府のあなた方はそれに携わるのかどうかの問題なんです。一般の自然災害とかヒューマンエラーによる事故との違いをちょっと説明願えませんか。

○参考人（森下 泰）そのような事態になったときには、国民保護法の枠内で我々関与するようになってます。中身は、現場とか活動するオペレーションは我々同じです。この原子力災害で構築したスキームを使って対応するようになってますけども、上に立つ本部が原子力災害対策本部ではなくて、国民保護法の関係の本部が立って、その下でここで決めている内容をやるという、そういう設計といたしますか、手順にしております。

以上です。

○委員長（森永靖子）ただいま質疑の途中ではありますが、委員の方でまだ質問の予定があられますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）ないですね。午後から九州電力の参考人も控えておりますので、そろそろこの辺で委員による質疑を終了したいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）委員による質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑ありませんか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）質疑はないと認めます。

それでは、参考人に対する質疑はこれで終了いたします。

参考人におかれましては、お忙しい中当委員会に出席していただき、また、委員からの質疑に真摯に対応していただき厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

ここで、参考人、補助者が退室されますので、しばらくお待ちください。

〔参考人退室〕

○委員長（森永靖子）以上で、内閣府の参考人招致は終了しました。

後ほど、陳情第11号に関し、被災地における要援護者の支援状況に係る視察の取扱いを御協議いただきたいと思いますので、ここで本陳情の審査を一時中止します。

ここで休憩します。再開はおおむね1時とします。

~~~~~

午後0時 1分休憩

~~~~~

午後0時59分開議

~~~~~

○委員長（森永靖子）休憩前に引き続き、会議を開きます。

△川内原子力発電所の安全対策に関する調査

○委員長（森永靖子）次に、川内原子力発電所の安全対策に関する調査を議題とします。

それでは、原子力規制委員会における工事計画

認可の審査状況等について及び再稼働までのスケジュールについて、九州電力の参考人招致を行います。

説明項目は2件ありますが、一括して説明を受けたいと思いますので御了承願います。

また、本日の参考人については、お手元に配付の資料のとおりです。なお、補助者につきましては、資料のとおり2名の申し出がありましたので、ここでお諮りします。

申し出のとおり補助者を認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）御異議ありませんので、そのように決定しました。

それでは、参考人及び補助者が入室されますので、ここでしばらく休憩いたします。

~~~~~  
午後1時 休憩  
~~~~~  
午後1時1分開議
~~~~~

〔参考人入室〕

○委員長（森永靖子）休憩前に引き続き会議を開きます。

参考人におかれましては、お忙しい中、当委員会に御出席いただきありがとうございます。本日は、2件について説明をお願いしております。よろしくお願いいたします。

なお、留意事項につきましては、あらかじめ御説明したとおりです。

それでは、説明の前に山元参考人から本日出席者の参考人及び補助者の紹介をお願いいたします。

○参考人（山元春義）山元でございます。本日は、こういう機会をいただきましてありがとうございます。まず出席者は参考人として、副社長の私、山元でございます。

それから、隣にありますが執行役員で、川内原子力総合事務所長の古城でございます。

○補助者（古城 悟）古城でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○参考人（山元春義）補助者で川内原子力総合事務所の環境広報担当の次長の米丸でございます。

○補助者（米丸賢一）米丸です。よろしくお願いいたします。

○参考人（山元春義）それから私の後ろが、発

電本部の環境保護グループ、課長の湯田課長でございます。

○補助者（湯田光浩）よろしくお願いいたします。

○委員長（森永靖子）それでは、2件について一括して説明をお願いいたします。

○参考人（山元春義）本日は、当委員会におきまして、川内1、2号機の新規制基準適合審査の対応状況などにつきまして、御説明させていただく機会を賜りましてありがとうございます。

薩摩川内市議会の皆様におかれましては、日ごろより当社の事業、特に川内原子力に関しまして、さまざまな面で御理解と御支援をいただいております。御礼申し上げます。

新規制基準の適合性審査は、平成25年7月の申請から今月で1年9箇月の長期間を要しておりますが、1号機につきましては、昨日3月18日、原子力規制委員会より、工事計画認可をいただきました。あわせて本日、原子力規制委員会に対しまして、川内1号機の使用前検査の申請を行う予定でございます。

間もなく、川内原子力発電所での手続が開始されます。今後も気を引き締めて安全第一でしっかり取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

本日は、川内1、2号機の新規制基準適合審査への対応状況につきまして、資料を準備しておりますので、それで説明させていただきます。座っていたします。

それでは、資料でございますが、薩摩川内市議会御説明資料になっております。内容は資料につきましては、1から7に記載のとおりでございます。

1ページをあけていただきまして、川内原子力発電所の安全性、信頼性、向上への取り組みについてでございます。少し読まさせていただきます。

当社は2011年の東電の福島第1事故の教訓などを踏まえまして、川内原子力発電所について万が一の重大事故に備えるため、ハード面、ソフト面としていろいろと安全性、信頼性向上に取り組んでおります。先ほども申し上げましたが、平成25年度7月8日に川内1、2号機の新規制基準への適合性審査を受けるため、原子炉設置変更許可、それから工事計画認可、それから保安規定変更認可を一括して申請しました。

このうち、基本設計を定めた原子炉設置変更許

可申請につきましては、昨年の9月10日に原子力規制委員会は審査結果をまとめた審査書を確定しましたし、同日当社に対して原子炉設置変更許可を発信しております。

次に、川内1号機の詳細設計を定めました工事計画認可申請につきましては、これまでの審査を踏まえまして、書類の文書構成、記載内容、表現の統一化など、細部にわたり全面的な整理を実施し、再補正をし、最後に3月16日まで補正をして提出しております。昨日、18日に認可をいただきました。2号機の工事計画認可及び1、2号機の運用定めた保安規定変更認可申請に係る補正書につきましても、準備が整い次第再提出する予定でございます。

工事計画の認可を経まして、発電所で整備しているハード面の火災防護対策や可搬設備など——これタイヤがついてるっていう意味ですが、可搬設備などの安全対策について使用前検査を受検します。

その後、原子炉へ燃料を装荷して——装荷っていうか装填という意味で入れまして——起動工程に入り、各種機能検査などを実施し、再稼働となります。

また、運用管理を定めた保安規定変更認可を経て、ソフト面として特に勤務時間外、あるいは休日、夜間でも重大事故などに速やかに対応できるように、常時52名を確保した体制を整備し、燃料装荷までに運用を開始いたします。

薩摩川内市議会様におかれましては、昨年の10月の20日にこの原特委で再稼働賛成の陳情を採択いただき、最終的には11月7日薩摩川内市長及び鹿児島県知事から、原子炉設置変更許可にかかる安全協定の事前協議について、了承をする旨の文書もいただいております。

本日は、適合性審査への取り組み状況や工事計画認可から再稼働までの流れなどについて御説明をさせていただきます。資料2からは、古城事務所長が御説明いたします。

**○参考人（古城 悟）** 川内原子力総合事務所の古城でございます。資料2から私のほうで御説明させていただきます。座って御説明させていただきます。

まず、資料2をおあげください。川内1号機、2号機の新規制基準への適合性審査の状況と再稼働までの流れということで、御説明をさせていた

だきます。

1番でございますが、新規制基準への適合性審査の状況でございます。原子炉設置変更許可申請につきましては、平成26年の9月10日に規制委員会のほうから原子炉設置変更許可を受領いたしております。

それから、工事計画認可申請こちら発電所の詳細な設計になりますけれども、こちらにつきましては、設備の詳細設計の妥当性を示す評価など記載内容を充実させるとともに、表現の統一など記載の整理を行いまして、平成27年2月27日に、規制委員会のほうへ補正書の再提出をいたしました。補正書提出後も自主的によりよい内容となるようにということで、表現の見直しなども行いまして3月10日、それから16日に再提出をいたしております。昨日18日に原子力規制委員会のほうから認可をいただいたという状況でございます。

それから、川内2号機の工事計画認可申請、こちらについても準備が整い次第、補正書を提出したいと考えておりまして、今のところ4月の中旬提出予定ということで準備を進めてまいっております。工事計画化申請につきましては、1号機、2号機別々に申請をいたしております。

次に、保安規定変更認可申請でございます。こちらにつきましては、川内2号機の工事計画認可の補正書の提出、この時期に合わせて同じく補正書を規制委員会のほうに再提出したいというふうなことで、準備を進めておるところでございます。

この審査に関しまして、当社の対応状況その下に書いてございますが、東京における審査専任チーム260名を中心に、本店も含めましてピーク時530名の体制で審査を受けております。

それから、平成27年2月からは、原子力部門以外の社員による100名の審査専任チームを福岡の本店に設けるなど全社を挙げた体制で審査対応をいたしておるところでございます。

その下に、写真を載せてございますが、左側が平成25年の7月8日、原子力規制委員会へ申請したときの状況ございまして、1号機が約5,000ページ、2号機も約4,000ページというもので申請いたしておりますが。その後最終的に3月16日に原子力規制委員会で提出いたしました補正書につきましては、そちらにございますように1号機で約3万ページということで、フ

ファイルにして40冊ということで、かなり膨大なボリュームになってるという状況でございます。

次に2番目でございます。再稼働までの流れでございますが、工事計画の認可をいただきましたので、今回新たに整備いたしました安全対策の設備について、今後国の使用前検査を受検いたします。先ほど山本副社長から話がありましたとおり、本日この申請をしたいというふうに考えてるところでございます。

また使用前検査を経て原子炉へ燃料を装荷し、起動工程に入るということでございまして、起動工程の中では、定期検査でございます、国の各種の機能検査を受検いたします。これはもともと定期検査の途中で川内1号機、2号機とも待機状態っていうか、停止してる状況にございますので、再度必要な定期検査を受ける必要がございますので、それを受検するというところでございます。

それから一次系の温度を常温の30℃から通常運転の温度ではございます約300℃まで上昇させてまいりまして、それから原子炉を起動するという手順になってまいります。

それから、その後運転に移行いたしまして発電を開始——発電を開始するときを再稼働というふうなことで、私どもは定義をしております。電気出力を徐々に上昇させ、100%出力において国の総合負荷性の検査を受検いたします。この国の総合負荷性能検査というのが最終的な検査になっておりまして、この検査で合格いたしますと、通常運転の復帰ということになってまいります。

それから、その下に用語の説明を入れております。使用前検査、これ国が実施するものでございまして、今回新たに配備いたしました火災防護対策それから可搬型設備これらの安全対策設備につきまして、同認可と書いてありますが、工事計画認可で要求される材料や寸法、それから所定の機能ということで、例えばポンプの吐出量、吐出圧こういったものがちゃんと有してるということを確認するものでございまして、国が実施されるものでございます。

それから、その下に書いてございますのが、適合性確認検査でございまして、これは当社が行います社内の検査でございます。使用前検査を受検する前に社内検査により工事計画認可のとおり、材料、寸法、所定の機能を有してるということを確認いたします。

それから定期検査、これを国のほうで行うものでございますが、従来から定期検査は法律に基づいて実施してるところでございますが、国による各種の定期検査を受検してまいります。

次に、3番目でございます。安全対策と訓練の状況でございます。川内原子力発電所におきまして、大容量の空冷式発電機それから移動式大容量ポンプ車等の可搬型の設備の配備や耐震補強、津波対策、火災防護対策などの安全対策工事につきましては、ほぼ終了してるという状況でございます。後ほどまた詳しく説明させていただきますが。

それから、現在工事として残ってるものとしては、竜巻防護対策としての復水タンク等の竜巻防護ネットの補強、それと可搬型ポンプ等の固縛の工事、竜巻で動いて壊れることがないようにということの固縛の工事を実施してるところでございます。

それから、重大事故対策用員の確保とさまざまな訓練でございますが、万が一の事故、重大事故等が発生した場合、勤務時間外それから休日夜間におきまして速やかに対応できるように発電所内または発電所の近傍、すぐ近くに常時1班52名の人間を確保いたします。宿直体制をとります。この52名につきましては、各班ごとに訓練及び力量管理を行いまして、重大事故時に迅速かつ確実に対応できる体制を整備し、燃料装荷前までに運用を開始したいというふうに考えております。

今後とも実践的な教育、訓練を積み重ね、緊急時対応能力の維持向上に努めてまいります。資料2は以上でございます。

資料3からもう少し詳しく御説明をさせていただきたいと思います。

資料3でございますが、これにつきましては、これまでの経緯というか流れを示しております。上の欄が国、鹿児島県、薩摩川内市の関係の流れを書いておりまして、当社の分は下の欄に書いてございます。この中の当社の欄を見ていただきたいんですが、平成25年の7月8日新規制基準への適合性申請ということで、①の原子炉設置変更許可関係の審査、それから②工事計画認可、それから③保安規定変更認可、この3つの申請を平成25年の7月8日の日に出しております。

その後、国のほうで審査が行われておりまして、御存じのとおり①の原子炉設置変更許可に関しま

しては、平成26年の9月10日の日に原子力規制委員会のほうから許可をいただいているという状況でございます。こちらのほうは審査は終了してると。

現在残っておりますのが、②の工事計画認可と保安規定変更認可でございます。このうちの②の工事計画認可の1号機については、昨日認可をいただけたということでございます。あと残りますのが、2号機の工事計画認可、それから保安規定、こちらのほうは1号機、2号機あわせての内容になっておりますので、この保安規定の変更認可がまだ残っているということで、引き続き審査のほうにしっかりと対応していきたいというふうに思っております。

先ほどもございましたが、その審査の対応の人数を1番下のグラフで示しております。東京のほう約260名を専任チームとして送っておりまして、これは原子力、土木といった技術屋のほかに事務屋さんも含めて、260名、ホテル暮らしをしながら今審査を受けているという状況でございます。全体で言いますと530名、本店も含めると530名ということでございます。

平成25年の7月8日に申請いたしましたから、今回1号機の工事認可をいただく前に1年9箇月たっておりますけれども、これだけの時間がかかったということの理由でございますが、福島第1原子力発電所の事故、これを教訓といたしまして、非常に世界でも厳しい新規制基準が制定されました。その中で重大事故に対処するための対策といったものが従来から追加されております。それから地震、津波、竜巻等の自然現象、それから火災への対策、こういったものがさらに強化をされているということでございまして、今回の工事計画認可申請の内容というのは、非常に大幅に充実されたものになっておるところでございます。

また、川内1号機2号機の工事計画認可申請につきましましては、新規制基準に基づいて行われる国内で初めて審査されるプラントということでございまして、当社はもとよりでございますが、原子力規制庁におかれましても、大変慎重に、厳密にかつ丁寧に審査、検討がなされたということでございまして、最後のほうでは、文書の構成それから記載様式、フォーマットですが、文言の表現といったことまで含めまして、非常に詳細な詰めをされたということで、1年9箇月原子炉設置変更

許可を受けて補正書を出してから、約半年ぐらいかかっておりますが、そういった時間を要したということで考えております。私どもとしましては、先ほど申しました東京260名、全体として530名の体制で真摯に、また丁寧に審査の対応してまいったというところでございます。

次に、資料4でございますが、この1、2号機の工事計画の認可から再稼働までの流れについて御説明させていただきます。1番上から原子力規制委員会それから工事計画認可関係、保安規定変更認可関係、そして再稼働関係と1号機についてですが、再稼働関係という形でまとめさせていただいております。

工事計画認可関係のどこ見ていただきたいんですが。こちら事業者でございますけど、先ほど来、御説明させていただいてるとおりで、平成27年の2月27日に補正書の再提出いたしております。その後3月の10日、16日に再度補正書の再提出を行ったということでございまして、認可と書いてあるところ、ここが3月18日でございます。

あと2号機の補正書を提出しなければなりません。これにつきましては4月中旬を予定しているということで、2号機についても認可をいずれいただいて、その次のステップに進んでいくという形になってまいります。

一方で保安規定のほうは、その下でございますが、2号機の補正書の再提出とあわせて保安規定の補正書も再提出したいというふうに思ってます。

次に、下の欄の再稼働関係1号機でございますが、使用前検査でございます。使用前検査はこの工事計画に認可がございましたら、私どものほうから国のほうに対しまして使用前検査の申請を出します。それがきょう本日ということで、予定をいたしておるところでございます。申請を出しますと申請の内容をチェックした上で、使用前検査が始まります。使用前検査は国の検査でございます。これにつきましては、再稼働前とここに書いてございますが、実は使用前検査自身は最後の総合負荷性の検査のところまで続きます。使用前検査としては、その検査ができる状態になったところで、その都度やってまいりますので、再稼働前、それから燃料装荷後と並列後の総合負荷性の検査のところを実施するという形になってまいります。

使用前検査、再稼働前の使用前検査が終わりま

すと燃料装荷と書いてますが、原子炉の中に燃料を入れるという手順になってまいります。原子炉の中に燃料を装荷いたしますと、その後起動ということになってまいります。今のところはまだ温度は、原子炉内の温度というのは常温の30℃程度でございますので、これを一次系冷却ポンプを動かすことによって、約300℃ぐらいまで上げるということになります。

その後、制御棒を引き抜きまして、原子炉を臨海まで持ってって、最終的には並列という電気を外に送り出す、この手順になってまいります。今この並列を再稼働というふうに定義をいたしてるところでございます。

並列後は30%、50%、75%と段階的に出力を上げて検査をしながらやってまいりまして、100%になったところで、100%をある程度引っ張った期間をもって100%の出力で運転をして、その間にいろんなパラメーターを調査することによって、最終的に総合負荷性能検査——これ定期検査の一つ、最後の検査になりますけれども、総合負荷性能検査で国の検査を受けまして、合格ということになれば、ここから通常運転復帰ということになってまいります。

それで、使用前検査につきましては、国が実施する検査でございますので、これがどのくらいの期間かかるかといったことにつきましては、現在当社から申し上げることはできないということでございます。

ただ、私どもとしましては、できるだけ効率的にこの検査が進められるように、またスムーズに進められるようにしっかりとした検査の受検体制をとって対応していきたいというふうに思っているところでございます。

次に、安全対策工事でございます。これは発電所のほうで行っているものでございまして——済いません、その使用前検査の下欄でございます。安全対策工事でございますが、これ発電所のほうでやってるものでございまして、先ほどもちょっと申し上げましたが、竜巻防護対策、これが今残っておりまして、復水タンクそれから海水ポンプエリアの竜巻防護ネット、これの補強を今やっていると。それから可搬型ポンプ等の固縛を現在やってるということで、こちらのほうの工事につきましても、できるだけ早く終了させるようにということで、今一生懸命やってるところでございます。

す。

それから、安全対策の下に総点検、定期検査というものがございます。現在起動前の総点検ということで、いろんな機器の点検を実施しております。それから先ほど申しましたとおり定期検査の途中で1号機、2号機とも停止した状態でございますので、定期検査をまた必要な定期検査をやっているかなきゃいけないということで、そこに書いてありますような非常用予備発電装置の機能検査、それから制御棒の駆動系の検査といったようなものを受けていくということになります。

さらに、保安規定、これが認可されますと、保安規定の運用開始になります。それと宿直体制の運用開始もなっております。宿直体制運用につきましては、燃料装荷前には実施体制を整備したいというふうに考えております。右側のほうに52名体制の内訳を載せておりますが、緊急時対策本部要員としては4名、これは基本的には次長クラスでございまして、事故時に指揮をとる者でございます、これ4名。それから運転員12名、これは従来から発電所のほうで運転するために当直してる者でございまして、こちら12名。それから重大事故等対策要員こちらが36名でございまして、このうちの20名が当社の社員でございます。重大事故が仮に発生した場合には、当社の社員がまず今回配備しましたいろんな安全対策設備を使いまして、事故の収束のための行動をとるということでございまして、その後、残りの16名の協力会社の方々が参集して、その対応をしていくということになってまいります。現在、この52名の訓練をしっかりとやっているとございまして、その件につきましても最後に御説明させていただきます。

次に資料5でございます。川内原子力発電所におきます主な安全対策の実施状況でございます。私ども、福島第1原子力発電所の事故、こういことは決して起こさないという、強い信念のもとに、事故が起きてからすぐに安全対策に取りかかってまいりました。引き続き、その後も安全対策しっかりとやって取り組んでまいったところでございます。先ほど申しましたが、安全対策工事については、かなりの部分、ほとんどが管理しているという状況でございます。左上から見ていただきますと、大容量空冷式発電機、それから燃料タンク、それからこれ設置済でございます、火災防

一つの固縛のちょっと例として、済みません、  
一つ前に戻っていただいて、資料5の左上を見て  
いただきたいんですが。資料5の左上ですが、大容

それから1番右にございますのは、放射性物質の拡散抑制の訓練でございまして、基本的には、放射性物質を外に出さないように、そういった対策をしっかりととってきておりますが、仮に万が一、外に放射性物質が漏れるというようなことがあった場合には、それを抑制するということで放水砲というのが設けられてございます。放水砲による放水の訓練でございまして、さらには、その放水した水が海のほうに、外海ほうに出ていくのをできるだけ抑えるということから、シルトフェンスの設置もやっているとところでございます。

川内原子力発電所では、福島事故以降、とにかく福島事故を起こさないようにということで、いろんな安全対策をとってまいりました。その安全対策についてもかなりの部分ができ上がっている状況でございます。またさらに、そういったものをちゃんと使えるようにという訓練もしっかりとやってきとるという状況でございます。今後もまた、そういったことにつきましては、安全対策等につきましては、今後もしっかりと取り組んでいきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

**○委員長（森永靖子）** ただいま参考人から説明がありましたが、これより質疑に入ります。

なお、発言は簡潔明瞭に行っていただき、効率的な議事運営に御協力をお願いいたします。

それでは御質疑願います。

**○委員（佃 昌樹）** 副社長初め、御苦労さんです。一つだけ、確認なんですけど、以前、山元副社長のほうでここで参考人として来られたときに、これだけこう一生懸命いろんな事故対策をされていらっしゃるんですが、前私の記憶の中では、事故は起こるものとして考えておられますと、こういうふうに発言されていらっしゃると思うんです。いろいろ対策を講じられた今であっても、やっぱり事故というのはこれだけやっても起こり得るんだという認識であるのかどうか、その辺お聞かせください。

**○参考人（山元春義）** 事業者の心構えといいますか、立場からは、事故は決してというか絶対に起こしてはならないという思いで今もやっております。特に福島事故を見まして、ああいうものは絶対起こしてはならないという固い決意であります。ただ、その佃先生の――ちょっと私も記憶に余りないんですけど、やはり福島事故の前は当社も五重の安全対策はとって、しっかり発電所は管理しますということで皆様にも住民の皆さんにも説明してまいりました。ところが、福島事故の惨たんたる状況等見ますと、やはりいろんなケースをしっかり考えていかなきゃならないということで、起こらない起こらないというよりは、もしこうなったらどうするんだというしっかりした事故対策想定をしておかなければならないという思いでございます。

ですから、事故が起こり得るというよりも、起

こったときにどうするんだという想定をしっかりとしておく必要があるというふうに、なかなか今までは九電の中でも福島の前は規制もそうでしたんですけど、実質的な安全対策として九電が考えてやればよかったというものでしたけれども、今回規制委員会できまして、それが全部規則、基準になりまして、非常に審査基準になりまして、それも全部国が審査するという厳しい審査になりましたんで、起こり得るというようなことじゃなくて、起こったときはどうするんだという処置まで、今要求されてる状況でございます。

それについて、一つ一つ今準備をしてくまして、今古城が説明しましたが、資料の5とか6を見ますと、もう発電所の中は非常にさま変わりいたしましたんで、まさに今佃先生が言われましたように、万が一の対策を非常にとっているという状況でございますが、もとは絶対起こしなきゃならないという思いでやっております。ただ、そのときの、次の事故をブロックできないときには、もう一つ次の対策を何重にもとったっていうのは現状でございます。

**○委員（佃 昌樹）** 規制委員会の田中委員長が、結局安全とは言えませんということの裏返しは、想定、今副社長がおっしゃったように、いろんな想定をしなきゃならないと、想定をしなきゃならないことは、事故の可能性を想定するのであって、全くなかったら想定する必用もないわけで、可能性としてはあるということを理解してよろしいですか。

**○参考人（山元春義）** 的を射ていないかもしれませんが、福島事故は起こったという理解しております。

**○委員（杉藺道朗）** 万が一の重大事故に、常時1班体制52名を確保してっていうふうになってありますけれども、このちょっとわかりにくかったんですが、52名の確保っていうのは常時は52名ですから、この方たちが常に毎日ということじゃなくて、ほかにも要員がいてその方で交代しよる中での52人体制ちゅうのずっと続いているのか、そこはどうなのでしょうね。例えば52人、100人程度の要員を確保しながら、そして毎日この52人はきちっと勤めますよと。この52人の方ずっとちゅうわけじゃないんでしょう、そこはどうなんですか。

**○参考人（古城 悟）** 52名、ずっと52名

1班がずっと宿直するわけではございませんで、1班52名それを現在今考えてるのは13班ぐらい考えております。休み等も考えますと、かなりの人間、社員、協力会社の社員の方々必要でございまして、600名ぐらいの方でローテーション組んでいく形になろうかというふうに思っています。

○委員（杉藺道朗）今言われた600名ということで、交代しながらというスケジュールを組みました中でされるんでしょうし、毎日毎日ある緊張感の中で当然これらの方々には待機という形になるんだろうなと思いますので、次のチームに引き継ぐ際、それぞれ当然当日の注意事項とかいろいろ引き継ぎをしながら、毎日そこはきちっとやっていけるんですよね。これはもう常識ですけど。

○参考人（古城 悟）それぞれ各班ごとに、例えば当社の社員で20名、今回12名はもともと運転員としておりますので、プラス20名、20名と4名ですが、4名これその他20名今回配置をするわけですが、そのうちの8名は運転のほうの支援に回ります。残り12名で実際にいろんな機器を使って、収束をしていくという形になってまいります。この1班の中でそれぞれ皆さんの役割をもうしっかり決めてます。あなたはこれしなさい、これができなきゃいけないということで、その力量もしっかり見ておまして、それぞれがそれぞれのみんな役割を今なっているという状況です。引き継ぎは当然ながらやっていくということになっています。

○委員（杉藺道朗）今の聞こうかなと思ったところ今答弁いただきましたけれど、当然600人のメンバーであれば力量差っていう技術差ちゅうの出てくるわけですから、そこはもうある一定上のレベルというのは、きちっと確保された上で、当然、この方たちが運営、運営っていいんでしょうか、そういう体制にあたられていることで理解しますので、レベルという部分は、常に高水準位の中でやっていただきたいなというふうに思います。以上です。

○委員（井上勝博）ちょっと関連して伺いたんですけど、今まで、九電社員が何名とか、協力社員が何名とか、確か、九電社員が1,000人ぐらいおって、九電社員が1,000人ぐらいおって、協力社員が2,000人ぐらいおってって、それで運転中は1,000人ぐらいで、定期点検中は、2,000人から3,000人というふうになって

たと思うんですが、今のお話だと、常時交代で50人がいらっしゃるということになると、増員をするちゅうことなんですか。今までの九電社員が何人、協力社員が何人というのが増員されるちゅうことなんですか。

○参考人（古城 悟）現在の発電所の要員をまず申し上げます。発電所のほうの社員が今326名でございます。それから協力会社の方々、現在1,750名でございます。これは今、いろんな機器の点検とか、安全対策をやってる関係で、1,750名でございますが、通常運転中は、326名の九電社員は変わりませんが、協力会社の方々、大体700から800名ぐらいでございます。発電所の通常運転中で見ると、1,000名をちょっと超える方々が働いておられるということになります。その中で、約600名ぐらい。技術系の職員でないと、ちょっとこれはできないところもございまして、そういった中から選んで、班を組んでいきたいというふうに考えてます。

○委員（井上勝博）要するに増員をしないで、今の社員326名と協力社員1,750名の中で、増員をしないでローテーションを組むと、そういう意味なんですか。

○参考人（古城 悟）現在のところ、今の社員の中でやっていきたいというふうに、社員と協力会社の方々とやっていきたいというふうに考えてます。

○委員（井上勝博）東京電力の姉川常務がですね、国会の中で、再稼働は30キロの圏内の市町村の同意がやっぱり必要だという認識を示したという報道があったわけですね。これは事故を実際起こして、そして、その反省の上に、やっぱり、万が一の事故が起こった場合は、少なくとも30キロ、50キロ、60キロって、そういったところまで被害が及ぶから、少なくとも30キロの市町村については同意が必要だという認識を示したんだと思うんですよね。しかし、福島第一原発事故の反省の上に立つということになれば、やはり、東京電力がそういう認識にあるならば、九州電力もそういう認識でおるべきじゃないだろうかというふうに思うんですけど、そこはどうなんですか。

○参考人（山元春義）東京電力の姉川常務さん、確か、その後、訂正をされたと思っております。

当社は、当社としましては、万が一の事故といえますか、事故を備えて、きっちり体制をとっておりますが、先ほどの古城の話も、52名を別に確保するとか、そうじゃなくて、事故を起こしてはいけないわけで、通常の業務でしっかり運転をしていくことが大事で、この52名は通常は普通の仕事をしておりますが、一旦何かあったときに、さっと組み上がるという体制をつくるということでございます。

それと、その維持については、国のほうでも、動かす前に訓練状況も含めて力量検査するということでございます。そういうことございまして、川内につきましては、議会のほう等で、当社の再稼働について御理解いただいておりますので、他電力のことについては、ちょっと申し上げられません。

○委員（井上勝博）確かに、議会、市議会、それから県議会、それから市長、そして県知事、同意をされました。しかし、その後も世論調査は何回か、いろんな報道関係でやられておったりします。午前中も紹介したんですけれども、東京女子大学の広瀬弘忠さんという名誉教授が川内原発から30キロ圏内についてのアンケートを、これは厳密にかなり厳密なやり方でとっているんです。これ3月号でやってます。その中で、薩摩川内市民が再稼働について、どう考えるかということについては、やや反対、絶対反対が52.7%で、大いに賛成、まあ賛成が47.2%という結果だったんですね。ですから、再稼働に賛成という声よりも反対という声のほうが依然として多いというのが現状ですね。九州電力としては、こういった現状のもとで、やはり、再稼働というふうなことを考えられるのかどうかなんですけども、住民との関係はどうなのかということなんです。どうなんでしょうか。

○参考人（古城 悟）私どもは皆様方に安定して電気を送り、また、低廉な電気を送るという使命を持っております。その使命のためには、やはり、原子力は必要だというふうに考えておりまして、私どもとしては、1日も早く、川内1号機、2号機を再稼働して、皆様方に安定して、また低廉な電気を送っていききたいというふうに思っております。

原子力は、地球温暖化という面からも必要な電源だと今は思っておるところございまして、住

民の方々の反応、今、お話をしましたが、やはり、福島第一原子力発電所の事故、ああいう事故があったということで、市民の皆様方も不安に思っておられる方はやはり多いと思います。その辺はしっかりと受けとめながら、私どもとしては、原子力を進めていって、皆様方に安定した電気をお送りしたいという思いでございます。

住民の皆様方への広報活動、理解活動につきましては、福島第一原子力発電所の事故が起こってから、その後、私どもとしては、フェース・トゥ・フェースという考え方で、いろんな説明会だとか、発電所の見学会、それから自治会の皆様方、自治会長様方のところを個別に訪問して説明をさせていただくとか、それから訓練の状況もマスコミの皆さんに公開したりとか、そういった、できるだけ、いろんな手段を使いながら、皆様方の御理解をいただく努力をしているところでございまして、今後も、それはまた続けていきたいというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

○委員（井上勝博）何回か、そういう世論調査っていうのはやってるんですね。そのたびごとに、再稼働に反対という意見が多いと。それは、やっぱり、福島のニュースが途切れることがないからですね。汚染水問題も深刻な問題になっているし、事故も出てきているわけですね。まだ住民の避難も終わっていない。帰ろうにも、除染が済んだと言われるところも帰れるという人が半分しかいないとか、そういうような報道もされております。川内で、もし起こったら、事故が起こったら、同じようになるんじゃないかということが目の前で進行してるわけですので、私は、そういう不安に、不安に目を向けなくて、電気だとか、低廉な電気だとか、原子力が必要だとかっていう、そういう姿勢で本当にいいんだろうかというふうに思うんですね。

それで、先ほど佃委員からもありましたけれども、やはり、事故は起こるものだ。安全ではない。安全とは言えない。これは規制委員長も言ってますし、そういう構えでというふうなことも規制委員長は言ってるんですけれども、ただ、そういう構えで言ってるんだから、ここはこの辺でしとこうとかっていうふうなことになったら、これはもう全然安全神話から抜け出ないわけですね。

それでお尋ねしたいんですけど、この冷却水を

全電源から、全交流電源が喪失して、そして、もう電気がどうしようもないと。そうなった場合に、メルトダウンというのが起こるわけですね。その際に対策として、格納容器に1.3メートルの水を浸しておいて、メルトダウンして、メルトスルーした炉心が水に落ちることによって、コンクリートの反応を起こさないようにするという対策だと思うんですが。出動する——この冷却水を全電源が交流電源がなくなるわけですから、ポンプ車で、可搬型のポンプ車で出動するとき、タイミングっていうのは、いつのタイミングになるのか。そして、メルトダウン、全交流電源が喪失してメルトダウンするのが19分と言われてますよね。そして圧力容器が壊れるのが90分と言われてますよね。その間に、いわば、1.3メートルの水をこの張っておかなきゃいけないということになるわけですが、この辺の具体的なこの作業というのは、このプロセスというのは、どういうふうにスケジュール的になってるのかというのをお尋ねしたいんですけど。

**○参考人（山元春義）** この適合性審査でも、その議論をされてまして、一番、福島を事故を上回る、もっと厳しい条件で、今、評価をするということで、井上先生が言われましたような想定をしております。今、19分とか、90分で原子炉容器の底が抜けるんだという想定をしたとき、どうなるんだということでございます。結果的に、その原子炉容器の下にウランが溶けて落ちるわけですけど、その下に、格納容器の下に水をしっかり張っとけば、いわゆる格納容器は破損しないという結果、解析で了解とれてるんですけども。52名の体制の出動、事故が起こったときから出動しまして、49分以内、49分たちましたら、常設の連動注入ポンプで格納容器にスプレー、水を降らせるというのが条件でございます。ということは、52名でやる訓練でも、これ以内で十分にこれをクリアする訓練をしております。ということで、そういう条件に対して、いろんな条件での力量というのを今回52名には求められておりますので、そのパターンがいろいろございますので、パターンに沿った訓練ができてくかも評価を受けます。結果的に、この事故の最後はどうかと申しますと、井上先生、十分御存じなので、申し訳ないんですけども。圧力は格納容器破損しないんですけども、やはり、少し漏れるという想

定をなささいといったときに、このときの条件として、大体福島約2,000分の1ぐらいの放射能が漏れるという、漏れる可能性があるという想定で評価を受けております。基準では100分の1、100分の1以内であることを国は求めたんですけども、さらに、その20分の1といいますか、に収まっているということで、評価を受けております。

以上でございます。

**○委員長（森永靖子）** 井上委員に申し上げます。ただいま4回以上の質問が続いております。他の委員の発言も与えたいと思いますので、ほかの委員が発言された後に、またお願いします。ほかの委員ありませんか。

**○委員（福元光一）** きょうは、こうして、いろんな書類をそろえていただいたんだけど、いよいよ再稼働という時期が近づいてきているなと私は感じているんですけど。やはり、今まで、原子力規制委員会に提出する申請書の不備を指摘されて、なかなか延び延びになってきた。こういうことを踏まえて、きょうは、ここに、資料2にも書いてあるように、わかりやすいように、資料4で、やはり、今までは書類の不備ということで指摘されたんですけど、今度は、いよいよ燃料装荷して、電気出力を上げて、それで並列、再稼働という出力を100%に持ってくる、この範囲がですね、やはり、事故じゃないけど、トラブルっていうか、それが一番起こりやすいんじゃないかと。運転員は、もうすごいプレッシャーを感じるといいますから、これは九州電力1社の問題じゃなくて、一原子力発電所の問題じゃなくて、もう世界中が注目してるわけですから、ここに要望というか、ここにすごく集中していただかないと、ああ、ちょっとトラブルでまた1箇月おくれましたじゃ済まないというような責任を持って、副社長おいででありますから。そのくらいの責任を持っていただいておりますけど、今、どんな心境で、この書類を見て、いよいよテレビのニュースを見ますと6月以降ではないかというニュースなんですけど、どういう気持ちで、今、思っておられるのか、ちょっとお聞かせいただければと。

**○参考人（山元春義）** 非常に、今、福元先生が言われておる、非常によく、まさにおっしゃられてるとおりの心境といいますか、非常に厳しい思いをしております。思っているのは、この資料

の2のですね、ちょっとこの資料の左隅を見ていただきますと、福島の従来の考え方では、規則で5冊、5,000ページ5冊で1号機の工認というやつ、審査は通っておりまして。これが新しい基準で40冊に、1号だけでふえたわけですね。ということは、つくるほうも大変でございましたし、審査するほうも前例がないんで、非常に丁寧に厳しい審査をしていただきました。非常に当社の社員としましては、現場から、実は玄海のほうから応援で110名、現場から。当然、川内からも東京に行っております。現場に強い連中がなかなか書類にあらわすことが難しかった面もございます。ですけれども、今度、認可を受けて、現場の審査、検査になりますんで、これも発電所のことで、しっかり川内原子力発電所の社員、それから協力会社もしっかり頑張ってくれると思いますが、これだけの40冊のものの書類審査になりますので、相当な人間をまた玄海からも応援をもらって、サポートして、会社としては、福元先生言われますように、総力体制、世界が見ておりますんで、総力で先に先ががちりした、いわゆるトラブルを起こさないという体制を考えております。ただ、非常に、大飯のときにもそうでしたんですけども、言われますように、警報というのが鳴るんですね。警報、注意報というか、ちょっと風呂の水がいっぱいになったときにもブーっと鳴りますが、そういうブザー的なものまで、皆さん心配されますので、どういう燃料装荷をし、起動していくまで、いろんな過程がございますので、いろんな過程において、どういうことがあるんだということもよく調べて、事前に皆さんが御心配されないように、とにかく細心の注意を払って立ち上げていくということで、社長からも厳しく言われてまして、とにかく引き締めて再稼働に向けて臨むつもりでありますんで、よろしくお願いいたします。

**○委員（福元光一）** いよいよ、あす再稼働という日は、地元のこの薩摩川内市民はもちろん鹿児島県民も、恐らく90%以上の人が仕事してても、恐らく、テレビ、ニュース、テレビにかじりついてると思いますから、やっぱり、地元の市民、県民が再稼働して、ほっとした、よかったなというような言葉が出るように、トラブルがあると、やっぱり九州電力はちょっとたるんどりゃせんかと言われぬように、そういう体制で頑張っていたきたいと。これは激励してるわけじゃなくて、市

民の声として頑張っていたきたい。よろしくお願いします。

**○委員長（森永靖子）** ほかにありませんか。

**○委員（森満 晃）** 本日はお疲れさまでございます。これまで相当な安全対策をとってこられたと思うんですね。ただ、再稼働に向けて、今もいろいろありますけども、最終的にやっぱり人じゃないかなと思います。そういった中で、社員並びに協力会社ですね。これ原子力が今もう停止してから4年近くなりますね。その中で、新しく九州電力の社員あるいは協力会社の社員の中でも、実際の運転を経験されてない社員の方も相当ふえてきていらっしゃるんじゃないかなと思います。敷地内には訓練センターといった実際の運転ができる模型等あるでしょうけれども、実際の運転を経験されてない社員の方々を含めて、また、いろんな教育もやってこられたんじゃないかなと思うんですけども、そういった再稼働に向けて、新しい社員等も含めて、特に重点的に教育された部分というのがありましたら、教えてください。

**○参考人（山元春義）** 確かに、今、新入社員、この23年から、23年の5月まで運転をしておったんですけど――9月まで運転、それ以降運転しておりません。そういう中で、どういうふうにして、この技術を伝えていくかというのは大きい課題でございまして、非常に、実際に原子炉を運転したりするのは、やはり、ベテランで10年以上経験した人たちがやりますんで、この、二、三年は、まだ、どっちかというひよこなんですけれども、動いたことを見たことないというのが事実でございますし、先輩が先輩らしくない先輩であるような感じがいたします。この一、二年はですね。そういう面もありますが、やはり、一番大事なのは自信を持つてすることですから、その中で、この発電所が動いてないいいながら、相当な機械が動いてます。ポンプ、モーター、熱交換器、動いてるわけですから、それは普通の状態と変わらないというのも大事なことで、そのパトロール、その仕方も一つ大事なんで、今の状態を決して見くびる必要はないということで、厳しく言っております。

それと、隣に、逆転したんですけども、火力発電所がございまして、川内の原子力発電所が動いてるときには、隣の火力発電所はほとんど動いておりませんでした。今、逆転してまして、今、

隣の発電所、火力発電所に見に行かせまして、しばらくおらせまして、熱いもの、本当に熱いものを触らせたり、音とか、そういうものも、しっかり状況見とけというようなこととか、いろんな面で若い人の教育といいますか、実質の操作までは行かないレベルではありますが、やっぱり、きちり育てないといけませんもんですから、非常に今、彼たちの心の持ちよう、それから心構え、技術ですね。これをどうやって、結局は取り戻すかということになるかと思います。動き出したらすね。非常にそういうことで、多分、当社は以上にですね、他電力、ほかからもチャンスにくれて話があるのかもしれませんが。そういうときはですね。ですけど、今、先ほどから福元先生も言われましたが、人ですから、そこんところをしっかりと訓練をして臨みたいと思ってます。

**○委員長（森永靖子）** よろしいですか。

**○委員（小田原勇次郎）** 本日は参考人としての御列席ありがとうございます。私は1点だけ。午前中も内閣府からいわゆる防災計画について御説明をいただきまして、先般は九電さんのほうから、いわゆるオフサイトへの防災計画への御支援、要するに要支援の車の貸与という形で御協力を賜ったところなんです。今、国がオンサイト、施設内だけの安全対策じゃなくて、いわゆるオフサイト、いわゆる外部における電力事業所の協力体制という部分を国としても求めていくという方針であります。今のこのオフサイトの部分での事業者としてのこの防災への協力体制という部分の今取り組み状況が現状で御報告いただける部分がありましたら、お願いしたいんですが。

**○参考人（古城 悟）** 現在の防災関係の当社の取り組みでございますが、先日3月5日の日に福祉車両を配備させていただきましたけども、PAZ圏内の要援護者、こちら、医療施設とか、社会福祉施設、それから在宅の方等々おられますが、その避難の手段として、まず一つが福祉車両の確保でございまして、先日3月5日の日に配備いたしましたのは16台。当社の事業所のほうに4台、それから12台は各福祉施設等に配備をさせていただいてるということでございます。

それから、バスのほうも、現在、準備する方向で、バス会社と原子力で災害起きた場合に、優先的にバスをお借りするという形の覚書を締結する方向で、今、調整をバス会社の方々と調整をして

いるところでございます。

それから、放射線の防護対策施設、シェルターみたいなどころですが、滄浪小学校、それから寄田小学校等に整備された放射線防護対策施設でございまして、こちらのほうには、食べ物、飲み物、それからテレビ等の電気製品、それと薬品、こういったものを近々配備したいというふうに考えております。

さらには、緊急時におけますモニタリングポスト、放射線測定をやるポストというのがございますが、それからオフサイトセンター、それと放射線防護対策施設、こちらのほうへの燃料の供給ですね。非常用の電源をそれぞれお持ちになってますんで、そちらへの燃料の供給といったようなことで、こちらの燃料の供給につきましては、地元の燃料補給ができる会社のほうと既に昨年の12月に、そういった運搬、災害時に運搬、それから補給をしていただくような覚書を締結をしているところでございます。これについては、もう既に終わってるという状況でございまして、できるだけ我々もいろんな防災関係の取り組みをしていきたいというふうに考えております。

**○委員長（森永靖子）** ほかにありませんか。

**○委員（井上勝博）** まず、これ聞きたいことがありまして、実は羽島のですね、いちき串木野の羽島の海がだいぶ様子が変わってきてると。聞いていらっしゃるかと思うんですけども、海の環境が変わってきてると。今までは岩が真っ白だったのが、今、いわば、緑で覆われている。これはなぜなんだろうかと。以前は、真っ白になっていたのは温暖化のせいだというふうに九州電力さんが説明されていたんですけども、温暖化が解決してるわけじゃないので、これは何が変わったかという、川内原発がとまってるというのが要因ではないだろうかということをおっしゃる方がいるんですね。それで、これは再稼働ってなると、こういう海の環境にも、また影響が出てくるという可能性があるわけですが、一方では、福岡の本社に行って、それを言っても、そんなことありませんと。影響は少ないはずですよというような答えしか返ってこないわけで、調査もしないのに、そういう答えを出されるわけなんですよ。これはちゃんと調査すべきじゃないでしょうか。地元の人がそんなふうに言って、海が変わってきてるといふふうに言ってるわけですから、そこら辺は御承知

ではなかったですか。どうでしょうか。

**○参考人（古城 悟）** 羽島地区で、そういったお話があるというのは承知しております。しかしながら、私も川内原子力発電所のほうでは、運転を開始する2年前から調査を実施しております。これは海域調査でございますが、その中で、藻場の分布、藻場っていいですか、藻類の分布等についても四季を通じて調査をやっているところでございまして、既にもう30年以上調査を実施しております。そういった中で、温排水の範囲は、大体沖合1キロ、沖合方向に2キロ程度ということで、沿岸域については、もともと8キロが調査の範囲内でございますが、その中におさまっております。羽島までの温排水の拡散っていうのは見られないというのが現状でございまして、川内原子力発電所の温排水が羽島のほうまで流れていっていることによって、藻が繁茂しないとか、そういったことはないというふうに考えております。そういうことにつきましては、今までにも、羽島地区の皆様方、それから串木野のほうの4漁協の方々にも御説明をしまっているところでございます。

**○委員（井上勝博）** これは、偶然にしては余りにも偶然過ぎるという気がするわけですね。やっぱり、調べた結果、そういうことはないといったって、現に岩が変わってる。地元の漁師さんたちの間では、温度のせいではなくって、塩素水とか、そういったのを塩素水でしたっけ、定期点検のときに使いますよね。ああいう影響もあるんじゃないだろうかというようなことも出てるんですが、これはきちっと調べて、現状が変わってるわけですから。なぜ、それが変わるのか。本当に関係ないとはっきりと言えるのか。科学的な根拠は示すべきであると思うんですよね。その辺はどうなんでしょうか。

**○参考人（古城 悟）** 先ほど温排水の話をさせていただきましたが、塩素のお話でございますけれども、発電所のほうでは、復水器というのございまして、復水器の細管に海生生物が付着するのを防止するために塩素、実際には次亜塩素酸ソーダというものでございまして、もともと海水を、前面にある海水を取水して、その海水を電気分解することによって、次亜塩素酸ソーダをつくっております。それを復水器の入り口のところから注入をしております。濃度的には、復水器の出口の

ところで水道水の10分の1の濃度。水道水の10分の1の濃度というのと、0.1ミリグラムパーリッターというものでございますが、そういう非常に低い濃度でございまして、ほとんど検出されないぐらいの濃度になっておるところでございます。そういった状況でございますので、塩素がそういう羽島のほうの藻類に影響を与えるというようなことはないというふうに考えております。

**○委員長（森永靖子）** 井上委員に申し上げます。今の質問がきょうの工事計画認可の審査状況とスケジュールについてですので、九電の説明事項以外の内容じゃないかと思っておりますので、質問を差し控えていただきたいと思います。変えてください。

**○委員（井上勝博）** じゃあ、まとめて、ちょっと。先ほど過酷事故については、仮に最悪の事態を考えても、さほど福島のようににはならないというような、そういう説明もされたわけです。しかし、これがもう私は、安全神話に浸ってしまっているということになるんじゃないかというふうに思うんですね。

それで、もう二つぐらい、三つぐらい言いたいことがあるんですが、一つは、現に今、福島で事故が起こり、汚染水問題が大きな問題になっております。地下水がそもそも400トン1日流れ込んでいるということから、この汚染水問題は未解決ということに、なかなか解決できないという状況にあるわけですね。この汚染水問題については、九州電力としては何ら対策は打っておりません。事故が、そういう事故は起こり得ない。福島のような事故は起こり得ないという立場に立ってるから、そういうことになるんじゃないかというのが一つ。

それから、もう一つ、先ほど水蒸気爆発の問題についても聞きたいと思っていたんですが、これは水を張った状態の中に、溶けた炉心というのは、4,300度ぐらいあると言われているわけですね。この溶けた炉心が落ちれば、その際に……。

**○委員長（森永靖子）** 井上委員に申し上げます。質問を少し変えてください。

**○委員（井上勝博）** そうなんですか。

**○委員長（森永靖子）** はい。この……。

**○委員（井上勝博）** いや、いや、安全神話の問題を言ってるわけですから、やっぱり、こういうような問題も聞く機会があれば聞いておきたい。九州電力さんが、もし、これを答えられないとし

たらね、答えなくていいけど。じゃあね、そしたらですね、いろんな対策を打ってるという、竜巻の対策ということもおっしゃてるわけですが、先日、NHKで、今、世界的な規模で超大型の台風の発生っていうのも考えられていると。実際、フィリピンを襲った大型台風について言えば、風速70メートル、そして高潮が19メートルという記録があったということなんですね。その津波対策については、近傍にある活断層が仮に動いたとしても最高で5メートルから6メートルだろうというふうなことで、防護壁も5メートルでしたっけ。そして、その後ろに15メートルのまた壁をつくってるわけですけども、超大型台風というのの襲来というのは考えられていらっしゃらないのか。竜巻はそういう先ほど対策は立てられてるんですけども、そういう超大型台風。どうなんでしょう。

○参考人（山元春義）自然災害につきまして、自然現象っていうんでしょうか、自然現象がどういう状況にあるかということに関しまして、今度、新規制基準においては、かなり非常に厳しくなりました。自然現象といいますのは、地震、津波、台風、雪、火山もありますね。そういう自然現象について非常に厳しくなっております。それは、ただ、大事なことは、その土地、その立地してる土地、立地条件ですね。福島とあるいは女川とか、向こうのところとこの川内とは場所が違います。いろんな立地条件をしっかりと科学的に考えて、その中で考えられるようになっていきますか、厳しい、非常に厳しい条件を付加されて、今回審査を受けてます。最初、津波の問題でも、長崎のほうからの津波だというふうに想定しましたが、いや、そうじゃないと。琉球のほうに数百キロの断層が落ちたときの評価をなさいますか。あるいは地震においても北海道の留萌というところで起こった地震について、ちょっと考えられないんですけども、それもあり得るという想定をなさいますか、非常に科学的に審査をされたと思っております。ですから、超大型台風、超大型の竜巻というの、ちょっと信じられないんですけど、竜巻については100メートルのやつをなさいますか、ということで、固縛っていきますか、古城が説明しましたが、川内原子力発電所で今やってる工事は、飛ばされない締めつけ工事をたくさんの方が作業されております。そういうようなことで、一応審

査で設置許可、それから工認において、川内発電所で考えられる想定を審査側が条件を提示しております。それに対してクリアしたと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○委員（川添公貴）最後になろうかと思うんですが、事故はあるもんだっていう仮定するのは、日本語的に難しいのかなと思ってます。いろんなことを、こういうことがあると、こういう事故が起こるんだよねっていう想定は、やはり、おっしゃるようになる必要がある。全てがその事故があるっていう前提じゃなくて想定はして、それを対処するっていうことで、事が進んでいくだろうと。それを踏まえた上で先日工事計画の認可がされたものと理解してるんですが。それを受けて、本日、再稼働までのスケジュールをお示しをいただいたところで、まず2点お聞きしたいんですが、1点目は、社員の方の数がふえないということであるということだったんで、かなりスキルが、社員の方々のスキルが上がったのかなって、多様な仕事に対応できる、いろんな機器に対応できるっていうことで、スキルが上がったのかどうか。それで、再稼働まで対応していけるのかっていうことを1点。

最後にお聞きしたいのは、もう認可がおりまして、あとは法律、それから指導等に基づいて粛々と流れていくだろうと思うんですが、その流れの中で、より一層、先ほどお話されたかもしれませんが、1ページにも書いてあるんですが。社として、より一層、安全安心な努力に努められていくべきだろうと思いますし、その努力に対して、どのようなお考えがあるのか、ぜひ、決意のほどっていうのは大変おこがましいんですが、より一層の安全安心の確保のためにどのような考えをお持ちなのかっていうことを最後にお聞きしたいと思います。

以上です。

○参考人（山元春義）まず、川添先生のあれですが、まず1番ですが、社員のスキルが上がったかってこと、まさに、福島の事故を皆さん見ております。今回、いろんな安全対策をとりまして、そうしたときに、九電の社員はどちらかと、管理とあって、その後、後についていきますか、実際は西日本プラントさんとか、そういう熟練の技術者が仕事を発電所のメンテナンスをしていただいておりますが、今回の事故等を見ますと、やはり、

九電の社員も、一つ一つ、ものというものがどんなものが、あるいは実際にパイプを閉めるのにどういうふうにしたら早く閉められるのかとか、そういう意味で、非常に発電所のメンテナンス、運営ということに対して、非常にレベルが分業ではなくて応用問題といいますか、何となくアメリカの海兵の人たちが何でもできる、サバイバルできるという、そういう思い、そういう目線といいますか、かねてから考えとく。このポンプはいざというとき、何に使えるよねというような思考ですね。こういうような考え方を物すごくレベルが上がったと思います。そういう意味で、そういうサークルといいますか、勉強会。いわゆる考えつく、いいことを考えついたとかいうのがありますんで、この辺のところのいわゆる福島事故後、任しとけばいいんじゃないかと、自分も何かできるという思いをしようじゃないかということで、社長がしょっちゅうといったらいかんですが、訓示のレポートを出して、どんどんどん、100%安全じゃないんだと。安全を向上させていくことが安全だという思いでやっております。それはもうしつこく。私たちの言動についても、ぬるい言動したときには、いかに厳しく、私も含めて言われます。

それから、今後の立ち上がりをどう、認可を得まして、次は検査。検査っていうのが、実際は発電所の運営上、非常にレベルの高い、東京のあれじゃなくて、現物との確認ということになりますので、ますます気合入れて、ものの保守管理、検査から説明、運用、訓練ですか、さまざまな面で総合力を試されますので、試されるっていうよりも総合力を上げないといかんと思っておりますので、また、そういう面で、何か叱咤激励いただければと思っております。

○委員（佃 昌樹）九州電力の支店のほうにもいろいろ質問を出してはいるんですが、なかなか答えてもらえない部分もあります。そこで、詳細設計である工事計画認可がもう許可された、認可されたということで、全てのものが解決ということになったんだろうと思います。そういう面では。そこで、鹿児島県が火山国であることは、火山県であることはもう御承知のとおりですので、火山に関する、それからカルデラ等に関する問題について、その対応については、モニタリングで対応するんだと。それで十分だ。期間も十分とれると

いうようなことだったわけです。しかし、問題になっているのは、運転中にそういったことが起こった場合の使用済核燃料や、または原子炉に装荷されている核燃料等について、一体どこに搬出するのか。搬出先の問題。それから、どれぐらいの期間がそれにかかるのかといったような問題は、まだ未解決のままになっているわけですよ。今回、詳細設計で認可されたちゅうことは、もうそれがきちんと、搬出先がどこで、ほぼ何年ぐらいでできるということがきちっと見通し立ったというふうに思っていますが、そこはそういうふうになってるのかどうなのか。一体どういう状況になっているのか、そこ、ちょっと説明お願いしたいと思います。

○参考人（山元春義）火山とかいう問題につきましては、モニタリングが一番大事だと思っておりますし、この火山の対する影響評価ももちろん審査で受けております。結果的に、ちょうど今から101年前の桜島、大正噴火というんですか、これの噴火のときに例の桜島がつながったと思うんですけれども。それで、この川内原子力発電所に影響を及ぼすには、これの100倍ぐらいの大きい爆発がないと届かないような、50キロありますから、距離なんですけれども。そこは、もし、そのときはどうするんだということでありまして。そのときに、もう、ある意味じゃ、起こってからはどうしようもないわけで、その途中の鹿児島市もありますが、起こってからはどうしようもないんですが。やはり、一番大事なのは科学技術の知見、今後も進行するでしょうけども、しっかりモニタリング等をするということが大事だと思えます。特に最近少し桜島が膨張してるとか、そういう情報も出たりしておりますが、そういうモニタリングを九州電力は第三者の火山学者も入れたモニタリングを継続してまいります。それをどういうふうに、どこに運ぶかということではなくて、今、規定しておりますのは、運用管理というときに保安規定というのがございますが、保安規定の中で、そういう、もし、兆候は普通、今からもっと先ほどのどんどんどん膨れていくようなことになったときにはどういう処理をします、誰がどういう対応をします、燃料をどういう形で搬出をしますという計画をどんどんつくっていくことを保安規定にきっちり書いて対応することになります。書いております。まだ、認可はされていま

せんけれども。結果的に、やっぱり、もしということ、国家的な問題になってくると思いますですね、例えば、桜島からの膨張になってきますと。そういうことで、対応のやり方につきまして、保安規定に今回のやつでもしっかりどういう対応を誰がどうするというのを規定しておるということで、御理解いただきたいと思います。

○委員（佃 昌樹）わかりました。保安規定の中にきちっと対応を盛り込んでいくということがありますので、十分理解をしたいとは思いますが、やはり、先ほどからあるように、想定という問題がどうしたって残ってきます。いろんな学者の意見等もありますし、そういった想定については、これで十分だということは決まっていわけですから、その辺の想定問答をしようとは思いますが、きちっとした、納得のいく想定をしていただきたいと、このように思います。よろしくお願いします。

○委員（井上勝博）ちょっと一つだけ。先ほどの中途半端で確認ができなかったものがあります。先ほど、可動式のポンプで、全交流電源がなくなった場合に、可動式ポンプで水を注入すると。そして、1.3メートルのところまで水を張るという。可動式ポンプを使って始まってから、そして1.3メートルためるまでの時間は。それだけをちょっと確認したいんですけど。

○参考人（山元春義）その想定データそのものを持っておりませんが、想定は1.9分で燃料の炉心溶融が始まると。4.9分で当社は連動の注入スプレーで格納容器から水を降させます。9.0分で原子炉の下からウランが溶けて格納容器に下に落ちます。そのときにはもう1.3メートルの水が張ってあります。その水が張ってあるかどうかにつきましては、そこに水位計ですね。これ耐震性のすぐれた水位計を今度つけましたので、水位計で水がきっちり来てることを確認して、いわゆる格納容器を守るということになっております。

○委員（井上勝博）いや、ちょっと確認したいのは、実際にその可搬式ポンプで注水を始めて、そして、1.3メートルまで水がたまるのに何分かかかるのか。スプレーに注入するわけでしょ。可搬式ポンプで注入するわけですから、始めてから実際に動かすというか、ポンプを運搬して、セットして、そして1.3メートルまで、ためるまで、何分かかるといっているんですか。

○参考人（山元春義）審査書を見ればわかるんですけども。理屈的に簡単に申し上げますと、スプレーポンプが4.9分で動きます。4.9分で格納容器の上に水を降させます。数秒で地下に落下します。全部そこは格納容器の下に水がたまりますんで、ポンプの吐出量と格納容器の下のますで底面積で計算すると、1.3メートルはそのポンプの吐出、9.0分の中で、9.0分以内にすれば、いわゆる待ち構えている形になりますので、そういう評価で審査を受けております。

○委員長（森永靖子）よろしいですか。ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）質疑は尽きたと認めます。次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）質疑はないと認めます。

それでは、参考人に対する質疑はこれで終了します。参考人におかれましては、忙しい中、当委員会に出席していただき、また、委員からの質疑に真摯に対応していただき、厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

ここで、参考人、補助者が退出されますので、しばらくお待ちください。

○参考人（山元春義）きょうはありがとうございました。なかなか委員の先生方の質問に対して、もうちょっと上手に、上手にというか、きっちり御説明できればよかったんですが、口頭でしたので、失礼な面もあったかと思いますが、気をつけて今後に対応したいと思いますし、また、いただきました、非常に今から、実は先ほど使用前検査の申請を午後いたしましたんで、いよいよ現地のほうで検査が始まりますんで、何かと、また、いろんな面で騒がしいっていいですか、言葉悪いんですけども、いろんな面で話題になります。その辺気をつけて、引き締めて、しっかり対応いたしますので、御指導よろしくお願いします。本日はどうもありがとうございました。

〔参考人退室〕

○委員長（森永靖子）以上で、川内原子力発電所の安全対策に関する調査を終了いたします。

ここで休憩します。再開は3時とします。

~~~~~

午後2時43分休憩

~~~~~

午後２時５８分開議

～～～～～～～～

**○委員長（森永靖子）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

△陳情第１１号 川内原発再稼働の前に要  
援護者の避難計画を万全なものにすること  
についての陳情

**○委員長（森永靖子）** 次に、先ほど審査を一時  
中止しておりました陳情第１１号を議題といたし  
ます。

△視察の取り扱いについて

**○委員長（森永靖子）** まず、本陳情に関し、視  
察の取り扱いについて御協議いただきたいと思  
います。

本件につきましては、これまでの陳情審査にお  
いて協議を行っておりませんが、陳情者の願意に  
ある要援護者が安全に避難できる体制づくりに関  
して、被災地における要援護者の支援状況等を視  
察することは、本陳情審査において非常に参考と  
なる部分が見込まれることから、先般、副委員長  
と協議し、視察の取り扱いについて御協議いた  
くことといたしました。

それでは、この件について、御協議いたされ  
たいと思います。何か御意見はありませんか。

**○委員（川添公貴）** 陳情について、視察する  
か否かの前に陳情をどう取り扱うのかをまず諮ら  
ないと順序が逆なんじゃないですか。さも、本日、  
何らかの動きをするという仮定した案件であり  
ます。したがって、陳情をどう取り扱うのか、ま  
ず、それをお諮りになることを求めます。

**○委員長（森永靖子）** ただいま、この陳情に  
ついての取り扱いについて御意見がありました  
が、ほかの委員の方、ありませんか、意見。

**○委員（井上勝博）** どう取り扱うかというこ  
とも、そういうことだと思うんですけど。ただ、現  
場が、福島原発事故が起こったときに障害を持  
った方々がどんな状態になったのかということに  
ついては、確かに参考人からもレポートが資料と  
して提出されたものの、やはり、現場を見てく  
ることについては、より陳情を審査する上では非  
常に意味があるというふうに思いますので、今、  
委員長から提案された内容については、私はぜひ  
実現していきたいと、させていただきたいという

ふうに思います。

以上です。

**○委員長（森永靖子）** ほかにお考えありますか。

**○委員（川畑善照）** 参考人招致をして、陳情に  
ついての取り扱いをまず決定をしてから、その後、  
この特別委員会の視察に関する件を取りまとめて  
いただきたいと思います。

**○委員長（森永靖子）** ほかに考えありませんか。

**○委員（小田原勇次郎）** ただいま委員長のほう  
から、陳情第１１号についての視察の取り扱いに  
ついてお諮りがあったわけですが、陳情の取り扱  
いも議論する必要性はあるんですが、あわせて、  
その前に視察の取り扱いという部分もされてもい  
いかなというふうには、私は委員としては感じる  
ところであります。皆さん方が合意の上で視察に  
行こうということであれば、井上議員がおっしゃ  
ったように、その現地を見る価値があるという御  
判断のもとに委員会が動くとするならば、その方  
向性も、これは委員会の決定としてですよ。ある  
とするならば、その方向で検討をしてもいいの  
かなというふうにご考えておるところであります。

**○委員（川添公貴）** 先ほど言葉足らずだった  
と思うので正確に申し上げますと、今から視察に  
行くんですか。今から。

**○委員長（森永靖子）** はい。

**○委員（川添公貴）** きょうですよ。いや、した  
がって、次の機会で行くとするならば、継続の手  
続をとらなきゃいけない。だから、継続するのか、  
採決するのかということをやまず諮らないと、その  
上で、私、視察をしたくないとか、するとかと  
云々じゃなくて、手続論ですよ。そういうこと、  
会期中、今会期中に行けないでしょう。継続審査  
を申し出なきゃできない。だから、手順として、  
こういうことをやるのはおかしいです。だから、  
きちっと、継続するのか、採決するのかという手  
順を踏んだ上で、その後に、視察をするのであれば  
視察をする。しないなら、しない。

**○委員長（森永靖子）** ちょっと待ってください。

**○委員（川添公貴）** いやいや、聞いてくださ  
いよ。そういう手順を踏むべきであって、これはも  
う議会の流れ上、そうなってるんで、その措置  
をとりたい。とられるべきだと思うんです。

それで、もう一つ持論を言わせていただくと、  
避難計画は恒久的なものであって、常に避難計画  
は審査対象としてやっていくべきなんですよ。こ

の陳情については、再稼働の前にということで、再稼働反対ですよということをうたってある陳情なんで、これは重要な案件なんです。ですから、しっかりとその手順に踏んだ手続を踏んでいかないと、視察ありきちゅうのは、この委員会条例上おかしい手続になってきます。そこをどうお考えですか。

○委員長（森永靖子）意見に関して、ほかの方の考えありますか。

○委員（福元光一）今、いろいろ意見が出ましたので、書記にこの陳情の趣旨を1回読んでいただき——みんな黙って、ここを一人一人読んで納得しないと、陳情陳情っていうても、どういう陳情なのか。委員みんなが、この趣旨をみんな、みんなの場所で読んで、みんなの考えが同じような、一人一人考えが違えば、極端に言えば、今、川添委員のほうからもありましたように、反対の前提のもとで、こういうことだとか、また、一人の考えでは、いいんじゃないかとか、いろいろあるから、これは私の意見ですから、読んでもらってはどうですか。これをみんなで諮ってもらえばいいです。

○委員（小田原勇次郎）ちょっと協議会に切りかえていただいていいですか。

○委員長（森永靖子）協議会にかえます。

~~~~~

午後3時 6分休憩

~~~~~

午後3時11分開議

~~~~~

○委員長（森永靖子）本会議に戻します。

委員長提案のとおり、まず要援護者が安全に避難できる体制づくりに関してということで、視察の取り扱いというふうに協議をしていただきたいというふうに考えます。その後、追っていろんな形で出てまいりますので、そのときに協議していただきたいというふうに思いますので、この件に関して、今ほど協議会でありましたが、本会議に戻して協議していただきたいと思います。お願いします。川畑委員、本会議です。

○委員（川畑善照）本会議ですけど、最初本会議を迎えないで平成27年度の予算の調査内容、調査内容に入れ込むことは当然いいことです。だけど、きょうの委員会で、本会議の最終日の予算がつかない前に決めていいんですか。私はその後

にすべきだと思うんです。調査内容に入れればいいんです。

○委員長（森永靖子）平成26年度の予算でいくわけではないので、平成27年度に入ってから計画ということで、今から段階的に進めていきますので、御理解ください。（「予算は決まってないですね」と呼ぶ者あり）

○委員（川添公貴）中身は、私先ほどから言いますように、視察をしないとかいうんじゃないで、案件が違うんでしょということを言ってるんで。仮に要援護者に関してはどのような施設、どのような体制を視察されたいのか、手持ち案があると思いますので1回お示しただけませんか。

○委員長（森永靖子）参考人として福元参考人に来ていただいたときに、やはり計画を立てるのには南相馬市あたりの、ああいう要援護者がたくさんおられるようなところをしっかりと視察していただいた上でというような話もしていただきましたので、やはりそのようなところをきちんと視察してからのことがいいのかなということで、副委員長と事務局とも話し合いしたところです。それで、福元参考人のほうとはまだ連絡も何も取れておりませんが、私たち委員会としては、委員長としてはそのような形で視察をしてきて、しっかりと要援護者のいろんな形を見てきて、避難の体制づくりができたほうがいいのじゃないかなということで協議したところです。

○委員（川添公貴）南相馬市ありきの提案なんですね、それなら。

○委員長（森永靖子）いや、あたりを。ごめんなさい質問中です、どうぞ、最後まで言ってください。

○委員（川添公貴）付近、南相馬市付近ですね。薩摩川内市の、私がいつもこの避難計画の要援護者について考えてるのは、もう現に4年たった状態を見るよりは、薩摩川内市の例えば手をつなぐ育成会、それから共同施設、それからなすな園等々のまず実態を見て、そこで要望を聞いて、どういうのがいいんですか、そういう視察なら私はいいと思います。ただ、現に避難されててこういう苦労があったって聞くのは悪いってことは言わないんですが、現にこれから避難計画を構築していくのに当たって、じゃあこういう施設がいい、じゃあなすな園に行かれて多動性の子がいるところで、皆さん方はしっかりとその子をどうフォ

ローするのかっていうのを見られたほうが私はいいと思います。いい計画ができると思います。

ですから、視察に行くぶんにはいささかも全然問題はないと思うんですが、本市が抱える要援護者の施設等々の実態を把握して、それをどう生かすかという視察のほうが重要だろうと考えます。

以上です。

○委員（佃 昌樹）参考までに、当局にお伺いをします。

P A Zについてはわかるんだけど、U P Zについて、要援護施設、介護はいいにしても要援護施設の、その避難計画の進捗度は何パーセントぐらいなんですか。

○防災安全課長（角島 栄）医療機関、福祉施設の新規避難計画の進捗状況は、以前御説明させていただきました10キロまでの避難施設については、避難先まで決められているところでございますが、10キロ以遠については、10キロ以内の福祉施設でつくっています計画書を今県のほうに上げて内容の確認をしてもらってるところでございますので、それができ次第、福祉施設、医療機関には向いて説明してつくっていただくという方向性でございます。

以上です。

○委員（佃 昌樹）スケジュールを聞いてるんじゃないくて、俗にいう5キロ以遠のその要援護施設のその避難計画は何パーセントぐらいできてるの。それを聞いてるの。

○防災安全課長（角島 栄）5キロ以遠につきましては全てできております、避難計画。5キロ以遠については10キロまではできてますけど、それ以外についてはまだできておりませんので。

（「10キロ以遠はゼロパーセント」と呼ぶ者あり）今のところ、把握してる分はゼロパーセントです。

○委員長（森永靖子）佃委員、よろしいですか。

○委員（佃 昌樹）いいです。

○委員長（森永靖子）ほかに考えはありませんか。

○委員（佃 昌樹）10キロ以遠に、障害者施設ちゅうのが幾つあるかな、数がわかる。

○防災安全課長（角島 栄）社会福祉施設につきましては、30キロ圏内に合計で63施設ございますので、その10キロの14を引きまして、49施設になってると。

○危機管理監（新屋義文）今、課長が答えましたのは入所施設ということでございます。そして、陳情11号につきましては、通所施設の施設に対する陳情ということで、例えばそういう方々は今在宅で把握をしている中での対応ということになりますので、通所施設と入所施設の違うということで御理解はいただきたいと思います。

以上です。

○委員（川添公貴）市内は特にそういう形で充実させていきたいという思いはあるんですが。

せんだって、11月以前の問題で匿名でおはがきをいただきました。その分を調べたんです。きちっと調べたらいわき市の麦の芽福祉会の方でした。匿名でしたけど、ずっと調べていったんですけど、そしたらフェイスブックに載ってて。そこは福島から、そちらから来られた方たちのやつのある施設なんで、で、南相馬市がヒットしないんです。この陳情にあるような要援護者ちゅうか知的障害者とかそういう方々の施設は南相馬にはなかったんです。ほとんど郡山かいわきかに移ってらっしゃるんで、その実態はあるようには私は感じてるんです。ですから、その状態ではなくて今からどう充実させたいかっていうことで、本市のところを調査したいちゅうのは私はあるんです。そういう意味合いもあるんで、つけ加えておきたいと思います。

以上です。

○委員（杉蘭道朗）今、川添委員のほうから出しましたけれども、本市の実態、そういう施設の、それも大事です。それから被災地方面の、南相馬市言われましたけれども、そこに該当する施設がないとするならば近辺の施設も含めて、いずれにしろ、視察そのものはあり得るかなというふうには思います。

○委員長（森永靖子）いかがでしょうか。副委員長と当局と話をしたきっかけとか案は、福元参考人に来ていただいたときに、後で話をする中で、南相馬市に限らずあのあたりっておっしゃったんですが、向こうに行くといっぱいそのようなところありますと。だから紹介をしたいと思えますと言われたのと、薩摩川内市本市にもいろんな施設がたくさんありますが、まだ想定できないところをいろいろ視察することよりも、参考人が考えられるのは、「実際そのような事態が起きて命を落とした人もたくさんいる。そのような実態

をよく視察された上で本市の現状を見てみられるのもどうでしょうか」という言葉を最後に言われたのをきっかけで、このような話を副委員長と当局とした次第でした。ですから、このような形で新年度の、平成27年度の予算の中で視察ができるものならばということで、きょう、本日このような形で上げさせていただいたところです。よろしいでしょうか。御理解いただけましたでしょうか。

それでは、この視察を実施することということで御意見を出していただきたいと思います。

○委員（小田原勇次郎）先ほど私も協議会の中で申し上げましたけれども、委員会としてやはりこの審査に当たって現地を見ておく必要性、そして本市の状況も確認していく必要があるということ、方向性があれば、予算的な裏づけがあるということで、事務局の心づもりもあるということであるならば、私は視察には賛成をしたいというふうに思います。

以上です。

○委員（佃 昌樹）中身についてはまた今後の問題として継続した協議をしていく。ともかく、陳情の願意はやっぱり実態を把握してもらいたいと。アンケートもしてもらいたいと。こういった中身ですので、一応視察はやりましょうということで大まかな、細かいところは今後詰めるとして、そういう決め方でいいんじゃないかなと思います。

○委員（川添公貴）何回も申し上げますけど、視察することは重要なことだと思ってますので、この陳情第11号と関連づけない方向で視察等あるならば、私は賛成いたします。ただ、願意とか中身とかちゅうのを踏まえたのは十分わかってるんですけど、関連づけないということであるならば視察、どこちゅうことは別にして、視察はあるってことはよししたいと思います。

○委員長（森永靖子）視察の取り扱いについてはよろしいということですか。

○委員（川添公貴）よろしい。だから、関連づけないということです。

○委員（川畑善照）いずれにしましても、新年度の予算が25日で決定しますので、来年度のこの特別委員会の調査項目の中に入れるということはおもうやぶさかじゃないんです。そういうことです。入れればいい。ただ、この方だけの関係するところに行くちゅうことはちょっと偏りがちだ

ということとはします。これは問題です。

○委員長（森永靖子）今からお諮りしますので、内容については。

○委員（川畑善照）そうです。また委員会を開けばいいわけあって、新年度で。

○委員（井上勝博）ちょっとお聞きしたいんですが、川添委員に。委員長、いいですか。

○委員（井上勝博）関連づけないなら賛成って言われるんだけど、この陳情は要援護者の方々が実際の福島で起こった場合に、いろんな目に遭っていると。それについて、そういう視点から出かけることについてそれは構わないんですか。その意味わかんない。関連づけない方がいいって言われる意味がわからないんで、ちょっと意味がもう少し……。

〔「自由討議で」と呼ぶ者あり〕

○委員（井上勝博）委員長、自由討議でいいですか。

○委員長（森永靖子）自由討議の声がありますので、ここで質疑を一時中止して、自由討議を行います。

○委員（井上勝博）川添委員にお伺いいたします。関連づけないという意味が、私ちょっと理解できないんで。つまり、要援護者について原発事故で避難が非常に困難であったということについて視察することであって、この関連する施設に行くとか何とかっていうのはまた別の問題であって、その要援護者がどんな状況にあったのかということを見てくることであって、これと関連づけないって意味がわからないんです。関連づけないってどういうことで。

○委員（川添公貴）まず私がさっき言ったことの聞く能力がないのかなと思ってます、自由討議ですから、言わせていただくと。願意、趣旨等は、さっきから何回も言いますが、そういうことは充実すべきだと、それはわかるんだと。すると、陳情第11号というのは一つの議案ですので、議案と関連づけるということは、この後の採決なのか継続なのかっていうことも関連してくるわけです。でしょ。だから、そこはそれで関連づけない方向で、ただ、願意の中にあるそういう不自由な方々の、いろんな個性を持った方々のためのそういう避難計画を充実させるための視察等には大賛成です。避難計画を充実させるためなんだから。ただ、そういう意味合いでこの中に、願意の中に

書いてあるこの部分を抽出して、これには賛成だけだっていう意味じゃないです。これを理解する、ただ、それを踏まえた上で視察することはいいってことです。理解されましたか。

この陳情については、再稼働の前にか再稼働反対とか書いてあるんで……。

〔「反対とは書いてない」と呼ぶ者あり〕

○委員（川添公貴）再稼働の前にか書いてあるわけです。だから、本来なら、—— 反対とは書いてないですけど、参考人招致をしたときに、なるほど、この部分だけは取り上げてやりたいよねという思いもあるわけ。ただし、本市議会は一部採択、趣旨採択はできないようになってる、でしょ。だから、そういう意味合いでとりあえず区別しておかないと、思想、信条と大きなかわりがあるので、いろんな私の個人として、中身の一緒になることがあるわけですから、そういう形で分けるべきだろうということです。

○委員（井上勝博）再稼働の前にかというふうに書いてあるんですが……。

〔「再稼働はあり得ない」と呼ぶ者あり〕

○委員（井上勝博）キノとこに川内原発再稼働の前にかというふうには書いてあるんですが、今は再稼働の時期が6月以降、早くても6月以降というそういう情勢のもとで、そういう避難計画をつくるということについては、これはもう全力を上げないといけない問題だと思うんです、やっぱり。全力を上げなきゃいけない問題です、やっぱり。再稼働と避難計画は別ですと。それは確かにその使用済み核燃料があるわけだから早くやらなきゃいけないというふうな理屈にはなります、再稼働とは関係なく。

だから、そういう意味からしたらできるだけ早く、この避難計画についてはやっぱり万全のものにしないといけない。やっぱり悠長に構えてはいけないというふうに思うんです。だからそういう意味で、何もそのこれと関連づけなくて考える必要は全くないわけであって、この陳情は陳情、そのための審査ということで進めればいいことであって、切り離すっていう意味が、意味がほんとにわからない、理解できない。

○委員（川添公貴）短く答えます。個人の考えなんで、私の視察に関しては切り離すことを条件にいいと。ただ、中身については十分理解してるんで、そういうことです。井上さんの考えはおか

しいっちゃうんだったら、それはおかしいんで結構です。それは自由な考えなんだから。私はそういう形で切り離すべきだということを申し上げておきたい。

以上。

○委員（森満 晃）今いろいろ御意見をいただきましたんで、この視察の取り扱いについては、また改めて委員長のほうと協議をしますので。行く方向で協議をします。内容については、また正副委員長にお任せいただければと思います。今のよう、意見として申し上げます。

○委員長（森永靖子）自由討議ですが、ほかにありませんか。

質疑に戻します。本会議に戻します。

それでは、今副委員長のほうから出ましたように、正副委員長でまたもう一回協議し直してみたいと思います。

○委員（小田原勇次郎）正副委員長で協議ではなくて、一応きょうのこの委員会で、視察を行うという方向の取りまとめをされたほうがいいんじゃないですか。その上で正副委員長で協議という方向でとりまとめをお願いしたいんですが。

○委員長（森永靖子）それでは、視察を実施するということ、方向でよろしいんですね。意見が集約されたようですので、ここでお諮りします。

被災地における要援護者の支援状況の視察について、実施することで御異議ありませんか。

○委員（川添公貴）被災地のって、そこも含めてさっき副委員長から御意見が出たように、調整するっちゃうことなんで、その部分は削除して口述を述べていただきたい。

○委員長（森永靖子）それでは訂正します。要援護者の支援活動の視察について、実施することで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）御異議ありませんので、そのように決定します。

○委員（佃 昌樹）日程と視察の内容等についての計画案は、委員長、副委員長でつくっていただいて、次回でも次々回でも提案をしていただければと思います。そういう手続でお願いしたい。

○委員長（森永靖子）はい。じゃあ、そのようなふうでやっていきたいと思います。

次に、本陳情の取り扱いについてであります、先ほど視察を実施するということは決定されまし

たので、本陳情は継続審査とすることで……

○委員（川添公貴） 本陳情は先ほど来、出てますように、川内原発再稼働の前にということやら、この文面の趣旨の中に再稼働はあり得ないと書いてあります。ところが、我々薩摩川内市議会では再稼働はもうオーケーを出してるわけです。県議会も出してます。市長も出してます。知事も出してます。そういう中で、これは一応十分吟味して、それからするべきだと言ったのはそこなんです。ですから、これは継続じゃなくてもいいんじゃないですか。こっちが先です。もう薩摩川内市議会でも出してるんです、県議会も。

○委員（井上勝博） 再稼働についての同意はされた。確かにそうです。だけど、再稼働はまだ6月以降です。その前にやってくださいっていうことについて、何で拒む必要がありますか、急いでやればいいじゃないですか。結果としてできるかできないかは別にしても、やっぱそれは要援護者に対して、人の命に対しての私たちのやっぱり責任だと思います。

○委員長（森永靖子） それでは、ここで本陳情の取り扱いについて御協議いただきたいと思います。

○委員（井上勝博） 先ほども言いましたように、再稼働の前にという意味は、再稼働に反対という意味ではありません。再稼働の前に、それだけ急いでやってほしいと。一人たりとも犠牲者を出してほしくないっていうのが陳情者の趣旨です。ですから、この避難計画について、再稼働の前にやるべきだというふうに思います。なので、継続にしていきたいと思います。

○委員（川畑善照） もう採決をすべきだと思うんです。というのは、きょう参考人招致をして、結局要援護者を含めて、いずれにしても早くしなければならぬということはおわかりですけども、原発の稼働の前にということは、はっきり言って継続的にずっと、先ほどの規制庁のほうでもありましたけれども、やはりこれは採決をして、そしてやるべきだと思います。

○委員長（森永靖子） それでは、ただいま継続審査と採決の声が両方あります。

継続審査について、起立によりお諮りしたいと思います。

それでは、本陳情を継続審査とすることに賛成する委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（森永靖子） 起立少数であります。

よって、本陳情を継続審査とすることは否決されました。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長（森永靖子） ただいま討論の声がありますので、これより討論を行います。

まず、本陳情に反対の討論はありませんか。

○委員（小田原勇次郎） 私は継続で。じっくりと視察があるということもありまして、6月議会でもまだ再稼働前ということであればぎりぎりまで審査をされてもいいのかなという判断のもとに継続で起立をさせていただいたんですが、採決となりますとやはりこの願意を、願意の中では是か否かとなりますと、本市において採決の、いわゆる陳情の採択方法は是か否か判断のしようがないと。趣旨採択、一部採択という選択肢が今の本市議会には残されておりませんので、陳情者の願意、いわゆる要支援者の避難計画を万全にしていかなければならないというこの思いは、非常に熱く受けとめなければならない非常に重要な点ではなからうかというふうに感じております。ただ、るる他の委員がおっしゃるように、それがどうしても再稼働前に万全の体制をとという前提がつきますと非常にこれは厳しい条件であると。ただ、継続して取り組んで、本委員会としても継続して取り組んでいかなければならない重要な案件であるということで、また後ほど申し上げるかもしれませんが、本陳情には反対という形で採決に臨まざるを得ませんが、継続してこの要支援者の避難計画についての審査というものを、本委員会として続けていくんだということを、いわゆる附帯的な部分としてつけていただきたいという要望を今願意の中に含めまして、反対の討論とさせていただきます。附帯の部分について、また後ほど改めて申し上げます。

以上です。

○委員長（森永靖子） 次に、本陳情に賛成の討論はありませんか。

○委員（井上勝博） 原発事故が起きたときに最も被害を受けた方々が、やっぱり障害を持った方々や入院をされている方々でした。これにもあるように、大熊町の双葉病院では、入院患者の

338人のうち14人までが亡くなり40人の命が奪われました。確かに、原発というのは使用済み核燃料があるからいつ事故が起きるかわかりません。再稼働前に起こるかもしれません。再稼働すれば、さらにその危険性というのはやっぱ強まってくるわけです。ですので、再稼働の前にこういういわば避難が自分の力ではできないという方々について、やっぱり万全の体制をとるっていうのはこれは当然のことなんじゃないかというふうに思います。

よって、この陳情に対しての賛成討論としたいと思います。

○委員長（森永靖子）次に、反対討論ありませんか。

○委員（川添公貴）審査の中において要援護者、いろんな個性をお持ちの方等についてのおつき合いをする中で、その方々の避難計画っていうのはなかなか外出的に、普通の一般の健常な方々と同じようにはできないだろうと。おつき合いをする中で、よその県がどうこうっちゃうんじゃないかって、身近なところでおつき合いしてる中で感じてはいるところであります。そういうことが願意の全般には書いてはあるんですが、先ほど委員会の中で意見が出ましたように、本市議会としては11月におおむね結論を出しており、なおかつ市長、県議会、県知事等々がいう流れの中において、昨日認可が下りたところであります。それから使用前検査に入っていくわけですけど、そういう中で、再稼働前にちゅうことはかなり厳しいものがあるということが一つ。

それと、在宅の全ての要援護者を対象に避難計画に関するアンケート調査を実施しと書いてあります。やはり、実際おつき合いするときに、その方々の実際の顔を見ると、書かれるのは保護者です。ですから、そういうところでアンケートをとるのも厳しいということになってきます。よって、本趣旨には趣旨採択、一部採択はできないんですが、一部そういう弱者、俗にいう弱者の方々にも十分光を当てていくっていう意味では私は大賛成なんですけど。

よって、先ほど言いましたような理由でやはり認めがたいところがあるという、可か否かということになると否と言わざるを得ないと思いますので、この案については反対をしたいと思います。

以上で、反対討論とします。

○委員長（森永靖子）次に、賛成討論ありませんか。

○委員（佃 昌樹）この人たちは自力で逃げられない肢体不自由の方や精神薄弱の方やおるわけです。みずからも考えることもできない。親の立場とすれば、どうしてこの子たちを守っていかんやいかんのか、誰がどこに連れて行ってくれるのか、物すごい葛藤や自責の念に駆られながら生活をしておられるわけです。私も精神薄弱の親といつも話をするんですが、ほんとにつらいと。この子たちがどうなっていくのか、それをずっと見守っていけない、将来的にも。そういったことをおっしゃいます。

確かに、口では大事だ大事だって言うけれども、実際手を貸すということは至難の業なんだ。そういった至難の業をみんなでカバーしてやっていかなきゃならない、それがこの人たちに必要なことなんです。はっきり言って弱者切り捨てですよ。あなた方の、要援護者の避難については議会として薩摩川内市として責任を持ちません、こういう明らかな弱者の切り捨てでしかない。どんなに言葉を繕おうがどんなに美辞麗句言おうが、行為としてはそういう行為なんです。人間として許されるべきではない、私はそう思ってます。

したがって、彼らも人間です。人間としての尊厳を保障してやるのが行政であり議会である。そのことを忘れたら私たちは何のための政治をやっているのか、何のための議会をやっているのか、こう思います。

以上で、賛成討論終わります。

○委員長（森永靖子）反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）討論は終結したと認めます。

採決します。採決は起立によって行います。

本陳情を採択すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（森永靖子）起立少数であります。

よって、本陳情は不採択すべきものと決定しました。

○委員（小田原勇次郎）ただいまこの本陳情につきましては、不採択という結論が出たんであり

ますが、先ほど川添委員もおっしゃいました、私も申し上げたんですが、非常に願意としてこの要援護者の避難計画を万全なものとしていく取り組み、いわゆる取り組み姿勢という部分には非常に重要な内容が込められてると思うんですが、この陳情のいわゆる委員会としての結論づけの中に、附帯意見として、今後もこの本特別委員会でこの要援護者の避難計画が万全なものとなるように十分な審査を行っていきたいという旨の、そこらあたりを附帯意見としてつける必要はないのか、私はつけていただければありがたいというふうに思うところであります。

○委員長（森永靖子） ただいま小田原委員のほうで附帯としてということがありましたので、そのように取り扱っていききたいというふうに思います。

委員の皆様、いかがですか、よろしいでしょうか。

○委員（福元光一） 今回の陳情は否決されたんですけど、要援護者の避難計画っていうのはこれからずっと避難計画にかかわってくる問題ですから、これはこの陳情以外で、陳情の内容とは別に正副委員長のほうでしっかりと協議をして、やはり要援護者の避難計画を盛り込んでいって、次の会か、次々でもいいですから、この場にまた提案されたらどうでしょうか。それが小田原委員の、気持ちもそんなところじゃないかなと思うんですけど、先ほど副委員長のほうが言うたときも私はそういうふうに受け取ったんですけど、ちょっとこんがらがってきますから、やっぱ話してしとったほうがいいんじゃないですか。

○委員長（森永靖子） はい、ありがとうございます。本陳情の審査結果に対しては、小田原委員の発言どおり意見をつけることとして、具体的な内容については委員長に一任いただきたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子） 御異議ありませんので、そのように決定しました。

△陳情第2号 ― 陳情第3号

○委員長（森永靖子） 次に、今期定例会で本委員会に付託されました陳情3件について審査を行います。

まず、陳情第2号及び陳情第3号についてであ

りますが、願意、内容ともに同様の陳情でありますので、これらの陳情2件を一括議題といたします。

これらの陳情2件については、本会議において陳情文書表を配付されていることから、会議規則第98条の規定に基づき、陳情文書表の朗読を省略したいと思いますので、御了承願います。（巻末に資料添付）

次に、これらの陳情の内容に関し、当局に確認することがありましたら、ここで質疑をお願いします。何か質問はありませんか。

○委員（井上勝博） 当局っていうよりも、本当は先ほど九電が来てたわけですのでこの陳情を受けて、そしてその九州電力に対して、この住民説明会をするつもりはあるかどうかということを聞くべきであったなというふうに思うんですけども。先ほど紹介したように、民意は再稼働に反対という声が多いということと、それから避難計画については不安であるという方が70%いらっしゃるということから、まだまだ説明が仕切れていないと。

今まで内閣府や規制委員会、県や市が説明してきているわけですが、九州電力が直接住民に対して説明する機会というのは日置での説明会だけだったんです。この日置の説明会はやっぱり1箇所だけであったということもありますし、薩摩川内市内の会場ではなかったということもありますし、そういう点では次のやっぱりまた機会に、九電にやっぱりきちっとこの説明会をするつもりがあるかどうかということなども含めて質疑をする、参考人質疑をするという機会を設けていただかないと、この九州電力に住民説明会を求めているわけですので、審査というふうにはならんんじゃないかなと。九州電力はそのつもりはあるかもしれませんが、説明会をするつもりがあるかもしれませんが、今は何とも言えないということで、私は当局に聞くというよりも、この陳情については九電に聞くべき内容だったなということを中心と考えているところで。当局として何かこのことについて、九電に打診した経過があるかどうかでことだけはじゃあお聞きしたいと思います。

○原子力安全対策室長（遠矢一星） 九州電力の説明のほうに関しまして、実績という形でちょっとお示しできればと思っておりますが、福島事故以降、

ことしの2月までの実績でございます。

まずは、実際の発電所見学として、30キロ圏域9自治体の住民の方で約540回、約1万3,100名の方が安全対策に対する説明を受けられた後、発電所構内の見学等をまずされております。

次、説明会としましては、婦人会やコミュニティ協議会と市民団体等からの要請による説明会を30キロ圏域の9自治体の中では約110回開催され、参加者は3,200名と聞いております。あわせて、本市及びいちき串木野市、阿久根市の3市を対象とした自治会長さんや区長さん等の訪問活動として、約1万4,700人を戸別訪問されてるという形で聞いております。

この他の周知としましては、福島事故後、緊急安全対策等をした際に新聞折り込み等で、その対策等を何回か折り込みをされてるというような実績がございます。

以上です。

○委員（井上勝博） 私は、だから九電は説明する気があるかどうかについて打診はされたことがありますかっていうことなんですけど、ないですか、なければいいです。

○防災安全課原子力安全対策室長（遠矢一星） 打診はしておりません。

以上です。

○委員（小田原勇次郎） ちょうど私も今、遠矢室長がお答えしていただいたのを伺いしようと思ってました。FMさつませんだいを聞いておりますと、九電さんが広告を流して、10人以上の市民の方々はいつでも説明に応じますよというの、今やっておられる取り組みの実績がこの実績であるという認識でおってよろしいですね。

○原子力安全対策室長（遠矢一星） そういった活動、それから実際の発電所見学には市の事業で行かれた方もいらっしゃいますので、トータルとしてそういう形の実績というふうに認識していただければいいと思います。

○委員長（森永靖子） ほかにありませんか。

○委員（佃 昌樹） 自己責任というのは九州電力だけなんです、九州管内の場合は。原子力災害特別措置法で決められている事業者責任はそこだけしかないんです、これだけしかないんです。直接責任を負わない自治体や国が説明をするというのは、これは再稼働の基準としてどういうふう

にしたのかと。こういう判断ですから、原子力事業者の責任主体としてこういうふうに安全強化をやりましたといったようなことについては、公開の場でやっぱりやるべきじゃないのかなと。希望があったらそこに行ってやります、これも一つの方法ですし、当然やってもらわなきゃならないことですが、やっぱり皆さんが集まって公開できちんと、九州電力の姿勢なり対応なり、そういったものをきちんと住民に説明をしていくということは極めて大事なことであるというふうには思います。これはもう責任者として当然やるべきことかなと思います。

以上です。

○委員長（森永靖子） ほかにありませんか。質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員から何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子） 質疑はないと認めます。

そのほか、本陳情について何か御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子） 質疑はないと認めます。

それでは、これらの陳情2件の審査の取り扱いについて協議したいと思います。

まず、参考人招致により陳情者から願意を聞く必要があるかについて、協議いただきたいと思います。御意見ありませんか。

○委員（井上勝博） 先ほど九電に来ていただいたわけで、そのときにほんとなら聞いておけばよかったんですが、この陳情のまだ審査がある前だったので聞けなかったわけです。やはり、大事なのは民意だと思います。やっぱり民意が再稼働についてもう納得できましたということで、そういうふうになってるわけじゃないと。むしろ再稼働に反対という声が薩摩川内市民の中でも多数を占めているという中で、やっぱり九州電力はその議会や知事の同意が得たからといってそれでいいというふうにするのではなくて、これだけやっぱり全国的な注目をされている問題ですから。九州電力にそういう気持ちがないのか、また九州電力自身住民に対してまだ説明責任が果たされていないと思いますので、そのことも含めて参考人招致をすべきということをお願いしたいと思います。

○委員（川添公貴） 全てことはもう済んでるんで、呼ぶ必要はないと思います。

○委員長（森永靖子）ほかにありませんか。

○委員（佃 昌樹）この件については、県議会にも恐らく出てると思うんですよ。県議会の場合は解散されますので、審議未了という形になって否決したんですが、そのままいくと審議未了なんです。2月の24日に出されたものもあります。そういった、本委員会はそういった立場に、県議会というそういった立場に立っていませんので、もうちょっと様子見、九州電力に対しての要請ですから様子見があってもいいんじゃないかなと、慌ててやる必要もないんじゃないかなというふうには思います。意見です。

○委員長（森永靖子）ほかにないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）それでは、委員の中で意見が分かれております。参考人招致については起立によってお諮りしたいと思います。

陳情第2号及び陳情第3号の陳情者を参考人招致することについて、賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（森永靖子）起立少数であります。

よって、これらの陳情2件の陳情者は、参考人招致しないことに決定しました。

それではここで、これらの陳情2件の取り扱いについて御協議いただきたいと思います。御意見ありませんか。

○委員（川添公貴）採決を希望します。

○委員（井上勝博）継続で。

○委員長（森永靖子）ただいま継続審査と採決の声が両方ありますので、継続審査について起立によりお諮りします。

それでは、これらの陳情を継続審査とすることに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（森永靖子）起立少数であります。

よって、これらの陳情を継続審査とすることは否決されました。

これより討論、採決を行います。内容が同様の陳情ですので、討論、採決は一括して行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）御異議ありませんので、そのように進めます。

討論はありませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）ただいま討論の声がありますので、これより討論を行います。

まず、本陳情に反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）次に、本陳情に賛成の討論はありませんか。

○委員（井上勝博）きょう付託されて、この陳状を出された住民の方々の思いということについて、余りにも扱いが軽いのではないかと思います。先ほども何回も申していますように、どういう世論調査をしても再稼働反対という住民の声が賛成を上回っている、この現実をしっかりと受けとめて、やっぱり再稼働に反対というそういう方々がほんとに納得できる説明をできるのかと。九州電力がそういうことできるのかということについて求めているわけですので、私は思いは十分によくわかりますので、この住民説明会を求める陳情、当然のことだということで賛成をいたします。

○委員長（森永靖子）次に、反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）賛成の討論はありませんか。

○委員（佃 昌樹）もう先ほど申し上げたように、事業者責任としてやっぱり1回は公開の場でやってもいいんじゃないかなと思います。本来だったら我々が議会の中でこんなことを決める、そういった類いのものじゃない。ほんとに自主的に電力会社がどういうふうな対応をするということについては個別でやってもらうのも結構なんです。やっぱり事業者責任としてきちっと公開の場でやる、これも一つの筋じゃないかなというふうに思います。

以上です。

○委員長（森永靖子）討論は終結したと認めます。

採決します。採決は起立によって行います。本陳情を採択すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（森永靖子）起立少数であります。

よって、本2件の陳情は不採択とすべきものと決定しました。

△陳情第４号 川内原子力発電所再稼働に関する陳情書

○委員長（森永靖子）次に、陳情第４号川内原子力発電所再稼働に関する陳情書を議題とします。

本陳情についても先ほどの陳情と同様、本会議において陳情文書表が配付されていることから、陳情文書表の朗読を省略したいと思いますので、御了承願います。（巻末に資料添付）

次に、本陳状の内容に関し、当局に確認する事項がありましたら、ここで質疑を行います。

何か御質問ありますか。

○委員（井上勝博）ここで補償の問題が扱われております。今福島住民の方々はこの原発の補償問題で裁判などをやられております。現状について、実際に事故が起こって補償がどういうふうになっているのかどうかというのは、当局はその辺を把握していらっしゃるのでしょうか。

○原子力安全対策室長（遠矢一星）補償に関しての現状ですが、平成２３年４月２８日に第一次指針が示され、その後中間指針や追補等がなされ、検査や避難費用、就労不能等に伴う損害と、それぞれ指針では示されております。

その一部を紹介しますと、平成２５年１２月に示された福島事故による原子力損害の範囲の判定に関する中間指針第四次追補、避難指示の長期化等に係る損害においてということで精神的損害、いわゆる慰謝料の追加、加算や住宅取得等に関する移住費用について追加措置等がなされております。

その内容としましては、帰還の見通しが立たない住民に対しては１人７００万円が追加をされ、これまで支払われた分と合わせて１人１，４５０万円というふうに確認をしております。

また、住宅取得等に係る移住費用として、従来所有していました土地、建物と、新たに取得した土地、建物の価値の差額に対し、一部面積要件や制約があるんですが、土地に関してはその差額の１００％、建物に関してはその差額の７５％までを補償するとなっているような補償内容となっているようです。今後も、実態に合わせてまたいろんな追加見直しが行われるものではないかというふうに考えております。

以上です。

○委員（井上勝博）なかなか補償問題っていうのは現場でよく聞かないことにはよくわからない

ところもあります。実際事故が起きたときに一時的な避難に終わらずに、場合によっては自分の家に帰れずに土地を奪われ長期滞在で県外にも避難されるという方が出てくると。その場合に、強制避難される場合についての補償と、また自主避難する場合の補償というのはまた全然と違うというふうにも聞いております。

詳細にわたってやっぱりどういう補償がされているのか。その問題点はどういうふうになっているのか、課題はどんなになっているのか。その点についてはもう少し当局にも資料をつくっていただくなり、またそういうふうにしていただいて、万が一事故が起きたときの、——これはここにも書いてありますように、地元は安全神話は卒業しないといけないと田中委員長も言ってるわけですが、私たちは、この地元は安全神話を卒業しなくちゃいけないという言葉はどう受けとめるかということです。つまり、覚悟はあるかということなんです。事故が起きたときの覚悟はあるのかと。福島のように事故が起きたときの覚悟があるのかということだと思うんです、私たちに問われているのは。そういう点では、当然福島の人たちがほんとに今何に苦しんでいるのか、その補償問題はどんなになっているのか、そういったことはこれは今の当局の簡単な説明だけではなく、もっとちょっとこう資料、詳しく資料を提出していただくというふうにしていただきたいと思いますと思うんですが、委員長、お諮り願えませんでしょうか。

○委員長（森永靖子）ただいまの資料請求については今後調整を行い、委員会資料として提出するよう対応してまいりたいと思います。お願いします。

ほかに御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）質疑は尽きたと認めます。次に、委員外議員から何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）質疑はないと認めます。

そのほか、本陳情について何か御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）質疑はないと認めます。それでは、本陳情の取り扱いについて協議したいと思います。

まず、参考人招致により陳情者から願意を聞く

必要があるかについて、協議いただきたいと思います。御意見ありませんか。

○委員（井上勝博）今言いましたように補償の実態、私たちが、万が一川内原発が事故が起きたときに果たして補償というものはあるのだろうかということについては、やはり参考人にもお聞きするというふうにしたいと思います。お願いしたいと思います。

○委員長（森永靖子）ほかにありませんか。

○委員（川添公貴）陳情者がいろんな再稼働に関して薩摩川内市民の意見をお聞きすることは理解します。こういう意見を聞く機会を設けられることはできるかどうかとは思いますが、呼んでまで補償金額に対する原災法による補償金額はどうなるのかとかっていうことを、こちらが質問しても答弁もできないでしょ、多分。ままいろいろあるんですが、参考人を呼ぶってことには反対します。

○委員長（森永靖子）ほかにありませんか。

○委員（佃 昌樹）自由討議にしてください。

○委員長（森永靖子）はい。では自由討議にします。

○委員（佃 昌樹）誰か教えてもらいたんですが、私はずっと本会議を通じて自己責任は誰なのかっていうことをずっと聞いてきました。これも、具体的な責任者名と明確な責任の取り方についてと、こう書いてあるんです。いまだもって国が責任を持つというけれども、最終的にその賠償だって国が全額負担するわけではないわけです。結局東電が負担せなきゃいけない問題だと思います。しかし、恐らくいろんな会社をつくって、最後には破産をさせるでしょう。だから、自己責任の所在だけでもどなたか知ってる方、どこが最終的な自己責任を負うのか、教えていただいたらありがたいです。

○委員長（森永靖子）委員の中でどなたか。

○委員（川添公貴）私が知り得る限りでは、国が法律に基づいて責任をとるということになっております。

次に、事業者責任ということもうたわれてはおりますが、私の知り得る限りでは、法律に基づいて国が責任をとるとなっているだろうと思っております。私には責任があるかどうかは、それは市民の皆さんが判断することであります。

以上です。

○委員（佃 昌樹）確かに、経済産業大臣が来たとき知事に渡した文書は、法律に基づいて対処していきますと。だけど、責任をとるという法律は国にはないんです。国が責任をとるという法律は一切ない。だから、法律に基づいて責任を果たしますと。法律に書いてあることで責任を全うしますということです。その法律に書いてあることで責任を全うしますが、法律に書いてあることが責任をとるとは書いてない。どこにも書いてない。だけど、こういうことが皆さんでわかってて、わかっててあやふやな問題をお互いに審査していくんだったらいいけれども、生煮えのままではちょっとやっぱりどうかと思います。自由討議ですので、このぐらいにしておきます。

○委員長（森永靖子）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）それでは、自由討議を終わり、ここで質疑に戻します。

先ほどの参考人招致のことについて、ほかに意見がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）委員の中で意見が分かれていますので、参考人招致につきましては起立によりお諮りしたいと思います。

本陳情の陳情者を参考人招致することについて、賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（森永靖子）起立少数であります。

よって、本陳情の陳情者は参考人招致しないことに決定しました。

それでは、ここで本陳情の取り扱いについて御協議いただきたいと思います。御意見ありませんか。

○委員（井上勝博）先ほど補償の問題については、具体的な資料を当局のほうに要請していただいたので、やはりこれは大事なことかなと思うんです。福島の、ある本によると、福島で被害を受けた方は月、1人当たり10万もらってるんだと、4人家族であると40万だと。こんないいことはないじゃないかというふうに述べられている本などもあって、じゃあ福島の人たちは現状でいいと思っているのかということについていえば、これは全然違うわけです。だから、いろんなケースがあるんだろうと思います。先ほど言ったように自主避難しているところと、避難区域の方々が強制

的に避難されているっていう方々や、さまざまなパターンがあると。

また、補償を受けたからといってその人の人生が本当に豊かな人生になってるのかという問題もやっぱり含めて、少し実態を詳しく審査していくためにも継続にしていきたい。

以上です。

○委員長（森永靖子）ほかに御意見ありませんか。

○委員（川添公貴）採決を希望します。

○委員長（森永靖子）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）ただいま継続審査と採決の声が両方ありますので、継続審査について、起立によりお諮りします。

それでは、本陳情を継続審査とすることに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（森永靖子）起立少数であります。

よって、本陳情を継続審査とすることは否決されましたので、これより討論、採決を行います。討論ありませんか。賛成討論ありませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）ただいま討論の声がありますので、これより討論を行います。

まず本陳情に反対の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）次に、本陳情に賛成の討論はありますか。

○委員（井上勝博）この補償の問題というのは、議論する機会というのは余りなくて、実態が本当にどうなってるかということについては、やっぱり現地に行ってよく聞いてくるということが一番正しいと思うんですけども。やはり訴訟などが起こっている現状から見て、これはやっぱり原発事故が起こった場合は、ほんとにどういう補償が必要なのかということについてはよく調べて、そしてそれをちゃんと担保をつくっておくということについては、この田中委員長が言うように安全神話の卒業ということでは私たちが求められていることであるし、市民にそれを示すべきであるというふうに思います。

よって、陳情の願意についてはよく理解できますので、賛成としたいと思います。

○委員長（森永靖子）次に、反対の討論はあり

ませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）次に、賛成の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）討論は終結したと認めます。

採決します。採決は起立により行います。

本陳情を採択すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（森永靖子）起立少数であります。

よって、本陳情は不採択とすべきものと決定しました。

○委員（井上勝博）先ほど確認されたことですので当然のことだと思いますが、資料はちゃんと、よろしくお願いします。

○委員長（森永靖子）それでは、本日の日程は全て終了いたしました。

△委員長報告の取り扱い

○委員長（森永靖子）ここで委員長報告の取り扱いについてお諮りします。

本日審査したもののうち、川内原子力発電所の安全対策に関する調査の部分については、今期定例会において委員長報告を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）御異議ありませんので、そのように決定しました。

△閉 会

○委員長（森永靖子）以上で、本日の委員会を閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）御異議ありませんので、川内原子力発電所対策調査特別委員会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

【卷末資料】

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳情第 2 号	受理年月日	平成 2 7 年 2 月 5 日
件 名	「川内原発 1・2 号機の再稼働に当たって九州電力に住民説明会を求める」陳情書		
陳 情 者	薩摩川内市花木町 1 0 番 1 2 号 原発公開質問の会 代表 迫口 新悟		
要 旨			
九州電力は 2 0 1 3 年 7 月 8 日、川内原発 1・2 号機の再稼働へ向けた「安全審査」を原子力規制委員会に申請し、2 0 1 4 年 9 月 1 0 日、原子力規制委員会は審査書を取りまとめた。これを受けて、昨年、薩摩川内市長と鹿児島県知事は、再稼働の受入れを表明し、再稼働の最終段階を迎えようとしている。 薩摩川内市は原発立地自治体であるにもかかわらず、まだ九州電力自ら地元住民に説明をしていない。原発事故の際は、知事の発言にあるような被害では済まされず、甚大な被害が想定される。事故そのものの責任は事業者にある。 川内原発 1・2 号機の再稼働に当たって、九州電力は住民の理解と協力が必要だとしている。薩摩川内市民の生活圏が 3 0 キロメートル圏内外という至近距離にあることを考えれば、市民に対し公開の場で事業当事者である九州電力が説明会を開催するのは当然のことである。 ついては、以上に基づき、下記について陳情する。			
記			
議会として九州電力に対し、川内原発 1・2 号機の再稼働に当たって、公開の場での住民説明会開催を求めること。			

受 理 番 号	陳情第 3 号	受理年月日	平成 27 年 2 月 24 日
件 名	「川内原発 1・2 号機の再稼働に当たって九州電力に住民説明会を求める」陳情		
陳 情 者	薩摩川内市五代町 2 6 2 3 番地 1 上園 チグミ		
要 旨			
九州電力は 2013 年 7 月 8 日、川内原発 1・2 号機の再稼働へ向けた「安全審査」を原子力規制委員会に申請し、2014 年 9 月 10 日、原子力規制委員会は審査書を取りまとめた。これを受けて、昨年、薩摩川内市長と鹿児島県知事は、再稼働の受入れを表明し、再稼働の最終段階を迎えようとしている。 一方、原子力規制委員会は、原子力災害対策指針において、川内原発から半径 30 キロメートル圏内の自治体に対して避難計画を策定するように求めている。 しかし、大事故を引き起こした福島第一原発から 40 キロメートル（役場所在地）にある福島県飯舘村が、高濃度の放射能に汚染され、避難の指示を受けたことから明らかなように、放射能が 30 キロメートルを境にそれ以上は飛散しないと考えるのは非現実的である。福井地裁は 2014 年 5 月 21 日、福井県大飯原発 3・4 号機運転差し止めを命ずる判決の中に、危険の及ぶ範囲である 250 キロメートル圏内居住者の差し止め請求権を認めた。 福島第一原発事故時に、実際に想定された最大避難の範囲は 250 キロメートル圏内であった。 川内原発 1・2 号機の再稼働に当たって、当自治体住民の生活圏が 250 キロメートル圏内どころか、はるかに近い距離にあることを考えれば、事業当事者である九州電力が、本市の住民に対し公開の場で説明会を開催するのは当然のことである。 については、以上に基づき、下記について陳情する。			
記			
議会として九州電力に対し、川内原発 1・2 号機の再稼働に当たって、立地自治体である本市において、公開の場での住民説明会開催を求めること。			

受 理 番 号	陳情第 4 号	受理年月日	平成 2 7 年 2 月 2 4 日
件 名	川内原子力発電所再稼働に関する陳情書		
陳 情 者	薩摩川内市五代町 2 4 番地 1 武藤 智子		
要 旨			
2 0 1 1 年 3 月の東京電力福島第一原子力発電所の事故により、立地自治体はもとより広い範囲で甚大な被害を受けた。あまりの被害のために十分な補償がされず、ほぼ 4 年を経る今でも十分な復興ができていない。福島在住の方の話では、長引く先の見えない暮らし、健康不安、補償の減額などますます苦しい状況を強いられているとのことである。 再稼働に向けて十分すぎるほどの対策とのことであるが、ますます火山活動が活発になる桜島やその他の火山など大規模な自然災害に対しては、人類がどんなに努力しようが太刀打ちできるものではないと思う。原子力規制委員会の田中委員長も「絶対安全とは言えない」、「地元は安全神話を卒業しないとイケない」と述べている。 老若男女全ての薩摩川内市民を代表する議会として、原発事故が起きていない今だからこそできることとして、下記について陳情する。 記 再稼働前に、国、九州電力、県、薩摩川内市長に対して、全ての薩摩川内市民の代表として、次のとおり、事故時の対応、事故後の補償等に係る明確な取り決めに要求すること。 1 再稼働に対し、全ての薩摩川内市民の意見を聴きそれに対応すること。 2 万が一の事故時に、全ての薩摩川内市民が安全に避難できる避難計画か否か検証すること。 3 煩雑な申請手続なしでの全ての薩摩川内市民への十分な補償予算を確保すること。 4 全ての市民の財産と安全が保障されるめどが立つまで再稼働をさせないこと。 5 万が一の事故時の具体的な責任者名と明確な責任の取り方について確認すること。			

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会川内原子力発電所対策調査特別委員会

委員長 森 永 靖 子